

1471年のヴィジャヤ陥落以降の チャンパーの政治的動向

— 中国史料に見える最後の諸王を中心に —

重 松 良 昭

南方文化 第44輯 抜刷
2018年3月

1471年のヴィジャヤ陥落以降の チャンパーの政治的動向

— 中国史料に見える最後の諸王を中心に —

重 松 良 昭

目 次

はじめに	1. 波籠阿麻・斉垂麻勿庵
第1章 黎聖宗の成化十一年上奏文の内容分析	2. 古来・提婆苔
第2章 ヴィジャヤ陥落直後の政治的動向	3. 沙古卜洛・沙日底齋
第3章 中国史料に見える最後の諸王	おわりに

はじめに

かつて、チャンパーの歴史は、マスペロ [Maspero 1928:240] が1471年の黎聖宗によるヴィジャヤ攻略をもって筆をおき、「チャンパー王国の歴史が終わったのはここである。」と述べたのを踏襲して、1471年にその幕を閉じたとするのが通例であった。その後の状況については、脚注において3人のチャム人の王の存在や17世紀におけるベトナムによる最後の諸領土の奪取等に言及するものの、本文ではごく簡単に触れるだけである [Maspero 1928:240 - 241]。マジウムダール [Majumdar 1927:145 - 146] は1822年に最後のチャンパー王がカンボジアへ逃れた事実までを記しているが、1471年のヴィジャヤ陥落以後のチャンパーはベトナムに従属的な地方の小政権として存続したことが言及されるのみで、その歴史的意義が顧みられることはなかった。それはセデス [Cœdès 1964:430 (山本訳 1989:331); セデス (辛島他訳) 1969:259] においても何ら変わるところはない。

その後、マラッカ王国時代のチャム人とマレー人の関係に関心を抱き、『スジャラ・ムラユ』を利用してマラッカにおけるチャム人について検討したマリソン [Marrison 1951] や、中国及びベトナムの漢籍、日本語史料からオランダ語、英語史料まで活用して、朱印船貿易時代におけるチャンパーの王都とその貿易港を追究した岩生成一 [1956] など、散発的に1471年以降のチャンパーやチャム人を中心に扱った研究も見られたが、東南アジアの歴史叙述においてチャンパーの単なる残存勢力という扱いから脱することはなかった [和田 1971:445等]。

ところが、近年、1471年のヴィジャヤ陥落以後におけるチャンパー及びチャム人の活動にも注目が集まるようになった。例えば、マンガン [Manguin 1985] はチャンパーのイスラム化を考察する過程で大航海時代におけるチャンパー及びチャム人の活躍を描き、ポー・ダルマ [Po

Dharma 1981 ; 1988 ; 1989 ; 1991] はチャンパー滅亡の過程の研究を行ない、チャンパーは1471年や1693年(チャンパーが順城鎮とされた。ベトナムではこの年がチャンパーの滅亡とされていた)に滅亡したのではなく、19世紀前半まで特殊な形態の政治体として存続したことを明らかにした。このように1471年のヴィジャヤ陥落以後のチャンパー及びチャム人の歴史が次々と解明されてきており、近年の概説にはそれが反映されてきている[石澤、生田 1998:115 - 116; 桜井 1999:77 - 78; 桜井 2002:120 - 121; Vickery 2009:56 - 57等]。

しかしながら、1471年以降の、15世紀後期から16世紀中期におけるチャンパーの状況には、ヴィジャヤ陥落直後の時期を中心に、依然として不明な部分が多く残されたままである。

マスペロ[Maspero 1928]やマジウムダール[Majumdar 1927]も当該時期のチャンパーに言及するが、概ね『明史』の記述をなぞるに止まる。それに対して藤原利一郎[1975(1986)]は、ベトナムの黎朝と明との外交関係を論じた中で、『明実録』を利用して従来知られていなかった当該時期のチャンパーの政治状況を明らかにしている。15世紀後期から16世紀前期におけるチャンパーの歴史的過程を知る上で、現在のところ最も詳細な研究であるといえる。ただ、チャンパーに対するベトナムの外交的な駆け引きと、それに対する明の対応が主眼であるため、チャンパーに視点を置いた場合には、断片的で、その歴史的過程を統一的に把握しがたいという難点がある。また、新江利彦[1991]は1471年の黎聖宗のチャンパー親征によるヴィジャヤ陥落をそれ以前の諸事例と比較する中で、主にベトナム史料によって1471年のヴィジャヤ陥落以降のチャンパーの国情にも触れているが、ベトナムの対チャンパー政策が検討の対象であった。その後も新江[2000]や遠藤正之[2002]が当該時期に関係した論考を発表しているが、それぞれの関心が別にあるため、当該時期の歴史的過程についてともに触れるところは少ない。

このように、1471年における黎聖宗のチャンパー親征後、15世紀後期から16世紀中期までのチャンパーの歴史的過程には、不明な部分が多く残されている。そのためマスペロやマジウムダールが主に利用した『明史』において描かれる、1471年のヴィジャヤ陥落後、ヴィジャヤ(新州)までベトナムに併合され、その領土が南部(カウターラ及びパンドゥランガ)に縮小されたのち、その地位の承認を求めるとともに、失地回復のために国王が明にしばしば使節を派遣して働きかけたが、結局それは果たされることなく、次第にその存在感が薄れていった、というようなチャンパー像が基本的に踏襲されている。『明実録』の利用によっても、それが強化されることはあっても、見直されることはなかったように思われる。

そこで、本稿では、当該時期におけるチャンパーの歴史的過程を可能な限り跡づけることで、当該時期の東南アジア史におけるチャンパーの位置づけを再検討するための基礎とすることを目的とする。まず第1・2章では、従来ほとんど利用されていない⁽¹⁾『殊域周咨録』に収録された、黎聖宗からの上奏文を取り上げ、これを分析することによって、未だ明らかでないヴィジャヤ陥落直後のチャンパーの状況を可能な限り明らかにしたい。さらに、第3章では、既に藤原に

よって取り上げられてはいるが、『明実録』に見える占城関連の史料を中心として、他の史料で補足しながら、改めてチャンパーに視点を置いて、15世紀後期から16世紀中期におけるチャンパーの歴史的過程を再構成する。本稿において再構成されるチャンパーの歴史的過程は、この前後の時期におけるチャンパーの交易状況、特にリ・タナ〔2004〕が「交趾洋システム」と呼ぶ、海南島及び広西、大越、占城の諸港を結ぶ海域で行なわれた交易システム、に関わる近年の議論を再検討する手がかりを提供すると思われる。

第1章 黎聖宗の成化十一年上奏文の内容分析

本章で取り上げる上奏文は、『殊域周咨録』（嚴從簡撰、万曆十一年（1583）刊）巻七 南蛮占城（以下『殊域周咨録』占城と略記）の中で、安南国王黎灝（黎聖宗）が奏上したものとされる。奏上の年次は示されていないが、その内容から『大明憲宗純皇帝実録』（以下『大明憲宗実録』と略記）巻一四四 成化十一年（1475）八月辛丑の条に掲げられている上奏文と同一のものと思われる⁽²⁾。ただし、『明実録』には上奏文の全文が採録されているわけではなく、そのごく一部が抄録されているだけであり、本稿で問題とする部分については、全く省略されてしまっている。このため『殊域周咨録』に収録された上奏文は重要である⁽³⁾。

しかし、この上奏文に叙述された内容については、果たして事実であるのか疑問を抱くかもしれない。というのは、成化八年（1472）五月に槃羅茶悦（ベトナム史料の茶遂）が派遣した使臣楽沙が、前年の安南（大越）による侵略のため、国都が破られ、国王槃羅茶全が捕虜とされたことを明に訴えており⁽⁴⁾、同年九月に使臣阮徳貞を通じて占城の境土を侵略しないよう勅諭を受けていた⁽⁵⁾。この上奏文はそれを受けてのものになるからである。黎灝の主張の背後にある目的は、自らが行なったチャンパー攻略の責任を回避し、明に介入の口実を与えないようにすることであっただろう。

そこで、この上奏文について、検証が可能な部分を他史料と比較対照することで、どこの部分が虚偽であり、どういった内容が信頼できるのかをまず検討する。その際に、明及び大越側の記録は存在するが、占城側の記録が存在しないということが大きな障害となる。そのため、大越の記録に残る占城の諸状況が事実であるのか検証するのは困難である。しかし、明の記録には、占城側の主張が収録、または反映されている場合があるので、それによって検討することは可能である。

以下に『殊域周咨録』占城に収録された上奏文の全文を一括して掲げておく（①～⑭の番号は他の史料との比較や諸事件の推移の把握を容易にするため筆者が付したものである）。つづいて、適宜内容上のまとまりに分けて、それに試訳を付すとともに、その内容について他の史料と比較しながら検討を進めることにしたい。

- ①占城國人乘船航海劫臣化州，房屋困儲入于烈火。
- ②除臣已差陪臣陳廷美齎本赴京陳奏外，
- ③成化六年八月，占城國王槃羅茶全又親率水步掩襲化州。
- ④七年正月，茶全大興忿兵，砍臣戍卒，臣潰圍力戰，茶全率衆而南。
- ⑤本年十一月十二日，臣差陪臣阮德真齎本赴京具由陳奏，
- ⑥「先於本年三月，茶全掃境內兵，復圖再舉，詭言從朝廷差使勘臣四川地方，礪石爲標，永息紛糾，親率象馬，圖欲破臣義州，使其弟槃羅茶遂領遊兵先行，茶全繼進。茶遂心厭氣挫，懼致喪敗，夜伏健兒殺之行帳，自立爲王，自是國內紛紛，人心好亂，頭目割據方面，鞠旅募兵倒戈相攻，殆無虛日。」
- ⑦本年十二月初三日，臣欽蒙勅諭「朕詳覽奏章，深察事理，互相讐殺，皆非保境安民之道。且爾安南與占城曾受朝廷爵土，世修職貢，爲中國藩屏，豈可構怨興兵，自相攻擊，『春秋』責備。賢者是宜安分修理，保守境土，解怨息爭，先盡睦隣之道，仍禁守邊頭目毋啓釁端，生事邀功。如欲假此爲吞併計，恐非爾國之福。」
- ⑧大哉日月無私之照，至哉父母均愛之仁，俾臣與占城俯仰熙暉之天，偃息暄和之地，此遠臣之真情，國人之畢願也。臣深感聖恩，恪遵天戒，禁戢邊吏，勿啟釁端，固守封疆，敢行報復。然茶遂自弑逆之後，羣情瓦解，有衆心離。
- ⑨成化八年正月，茶遂親至境上，差頭目翁舅虛計齎書於臣，謂「其兄茶全害民違天，家覆國破，自取之咎，蕩折固宜，國人弗協。茶全憂懼成疾，國人立弟茶遂掌攝國事，已遣使赴京齎金葉表文，永〔求〕⁽⁶⁾襲王爵。」，乞臣同往城下一盟，以提夷海門爲界，北則爲義州，南則爲占城北境，並乞臣援兵數千，擁立茶遂都於番地。臣謂解怨息爭，欽承聖訓，隣國廢置，義不相干。乃差大頭目范慤與茶遂盟。茶遂歸至尸耐海口，槃羅茶悦子茶質苔來與其頭目潛率徭峒之人，夜伏竹弩攻茶遂軍，占人自驚，茶遂爲亂兵所殺。
- ⑩茶質苔來自立爲主，移都品持，法令雖嚴，人愈作叛，亂臣、強盜自稱爲君長者幾十人。有稱摩訶支麻務冰者，有稱麻訶左皮羅撥者，二黨驅象弄兵，迫臣邊地，其餘亦各據地方。臣差頭目陳極齎書於左皮羅撥議和，求舒邊患，卽爲支麻務冰邀殺。臣恐兵連禍結，罪干天朝，戒戢守邊頭目益圖守禦，不許進兵。且占城爲國，東抵於海，西逼徭蠻，北界臣義州，南與龜、寶二部接壤。占城、寶部仇隙有年，自是寶部、徭蠻樂占城亂，率衆搶掠，千百爲羣，道路不通，村墟岑寂。臣日夜思惟，自以欽承聖訓，息兵睦隣，而遭彼國中微，潰亂無主，更相吞噬，意困臣邊，乃遣頭目劉寶齎臣書往與茶質苔來約堅隣好，共享太平，安分畏天，爲聖朝藩屏，境土既定，豈可爭奪。
- ⑪成化九年二月，茶質苔來率兵攻叛臣奢里阿麻，乃爲奢里阿麻所敗。臣差劉寶亦被害。奢里阿麻自爲君長，爭據一隅。

⑫奢里阿麻尋死，族弟波籠阿麻繼續其徒，才弱力微，衆心不附，連年水旱，禾稼寡收，居民皆以潤毛山獸爲命，適有粒食，卽致死傷。其民既爲賈部所擒，又爲百種徭蠻所擄，羣盜驅馳阡陌，往來山楸，伏藥矢以射居人，毒上流以絕行路。彼登山遐望，緣木竊窺，或見海中行船，或聞林中人跡，卽起烟吹角，嘯侶命儔，或率輕艇而掠海外之船，或馳健馬以奪林中之貨。加以虎狼犀象，載路盈歧，惟有海道稍通，波濤甚惡。臣與占城君長久絕音書，兇盜憑陵，爲平民患，臣守邊頭目黎文見賊虐日滋，出不得已，放兵追逐，彼便緣澗登山，鼠竄林叢，更出迭入，使一方之人困於鋒鏑。

⑬成化九年三月初四日，奉親勅諭，有云，「王國與占城，勢力大小不待辨說，若彼先啓釁端，不度德量力，固爲不義，若王無故乘彼小釁，輒興忿兵，凌弱暴寡，亦豈得爲義乎。」

⑭勅至，王宜略其小失，益悼大義，將所擄人口盡數發還，戒飭邊吏毋生事邀功，興兵構怨，旋致報復，自貽伊戚，臣扈讀反思，不勝喜懼，震雷解雨，造化一心，臣卽欽遵聖諭，凡擄獲男婦該七百四十一人，並已發還本國，思修大義，庶盡前愆，其人皆被支麻徭冰及羅撥所抄。臣重念聖諭，不覺驚惶，切惟天地大德，諒不偏於生成，臣子小心，詎可忘於敬畏。天地既嫗照以同仁，臣子敢悖違而召禍。故臣受封至今，夙宵驚懼，常以不能保守朝廷土地人民爲慮，豈敢取非所有，違訓背義，自速罪尤。臣雖至愚，能辨禍福。臣又切思，當占城國強盛之時，奪臣國四川之地，臣於占城啣怨，圖報復其舊疆，今彼凋瘵紛拏，靡有統屬，勞民戍卒，不遑啓居，臣追思昔日之安，期篤睦鄰之義。雖茶全敢違聖諭，構怨稱兵，天鑒孔昭，自貽伊戚，而臣不與之校。數年已來，占城人民隨而擾亂，上得罪於皇天子至聖，下叢怨於小民，臣顧慮之間，曷勝憂懼，伏望皇帝陛下剛中建國，光大包荒，亮臣惕勵省躬，敢啓併吞之念，憐彼流離失所，旋施綏定之恩，使彼衆下輯寧，同囿中和之治，而臣兵民休息，永無烽火之虞，在聖智轉移之妙機，非臣愚之能得窺測也。顧占城興廢，於臣國誠不相干。然占城亂亡，致臣邊反受其害。叩閭有請，自知踰越之難逃。忍毒無言，詎耐擾攘之滋甚。臣南境之事，舉措皆難，寔尾跋胡，礙於進退，倘皇上海涵春育，寬遠臣冒昧之誅，雨施雲行，體上天哀憐之念，豈獨臣國之幸，抑一方生聚之大幸，而南服倪髦，望闕焚香，祝聖壽於萬萬年矣。

まずは①～④の内容について試訳する。

①占城国の人民が船に乗って海を渡り私の化州を掠めたため、家屋や貯えおいた穀物が激しく燃えてしまいました。②そして私は既に陪臣の陳廷美を遣わして書状を持参して（明の）京師に赴かせ申し上げたことの外に、③成化六年（1470）八月に占城国王槃羅茶全がまた自ら水兵及び歩兵を率いて化州を不意討ちいたしました。④成化七年（1471）正月に槃羅茶全は憤激した軍を大いに興して私の辺境の守兵をたたき切りましたが、私は敵の包囲を破り力を尽くして戦ったため、茶全は衆を引き連れて南へ向かいました。

①は『大越史記全書』（以下『全書』と略記）本紀 卷一二 黎紀 聖宗淳皇帝〔上〕 己丑光順十年（明成化五年、1469）三月の条に「占城人乗船航海、寇擾化州。」と、③は『全書』卷一二 庚寅洪徳元年（明成化六年、1470）八月の条に「占城國王槃羅茶全親率水歩象馬十餘萬襲化州、化州守邊將范文顯等戰不敵驅民入城、飛書告急。」とあり、さらに②は同年冬十月の条に「遣使如明。阮廷美奏占城騷擾邊事、郭廷寶奏偷余珍珠及地方侵掠事。」とあるのに対応する。

この使者は成化七年（1471）五月に来朝し奏上しているが、そこでは占城の侵害行為を述べて兵を興すことについて明の諒解を得ようとしている〔藤原 1975：287－288（1986：133－134）〕⁽⁷⁾。これについて明は認めず、争いをやめ、善隣を尽くすように戒諭した。この際の勅書が⑦に見えるものである。

占城側による化州に対する二度の侵害行為及びそれに対する大越側の対応については、チャンパー側には対応する史料が存在しない。ただ、上述のとおり大越は成化七年五月の上奏文において「占城より以前から侵し辱められ、宣徳年間に升・華・思・義の四州がにわかにな占城に沈み没したことから、これよりたびたび化州を攻め囲まれ、一方の人民を君命に奔走して疲れさせております。」と主張している⁽⁸⁾。

これに対して、成化八年（1472）五月に見える、ヴィジャヤ陥落後、靈山に逃れていた槃羅茶悦（茶遂）からの急を告げる使臣楽沙の言によれば、大越が人を派遣して犀・象・宝貨を要求した。同時に大越が派遣した人を遇するのに明の使者を奉じる作法の如くするよう求めたが、これに屈服することを承知しなかったため、戦争の原因となったと主張している⁽⁹⁾。このように双方が相手の非を唱えているのである。

前段は、天順八年（1464）三月に、安南が我が国に攻め込んで乱し白象等の物を採し求めたと槃羅茶全が訴えたと見えており⁽¹⁰⁾、光順八年（明成化三年、1467）二月に占城の使臣が大越に進貢している⁽¹¹⁾ことから、大越から進貢を要求されたことを述べたものである。また後段は、同年三月に大越が占城の使臣に事大の礼を執るよう求めたが、従わなかったとある⁽¹²⁾ので、これに関連した内容を述べているのだと思われる。ただ、いずれがその発端を作ったのかは別として、占城からの化州への侵害行為は上述のとおり大越側の史料に見えている。それをこの上奏文の冒頭に記載したのは、自国に不利な点がなく、むしろ占城側の度重なる侵犯行為を明に伝えることにより、あくまで被害を被っているのは自国側であることを明側に印象づける効果を狙っているのであろう。

そして、④は、チャンパー親征を行なった聖宗が占城との国境に到達したのが成化七年正月なのであるから、事実と全く逆であり、成化七年（1471）における占城との軍事衝突の責任を槃羅茶全に押し付けているのである。

次に⑤～⑥の内容について試訳する。

⑤本年（成化七年）十一月十二日に私は陪臣阮徳真を派遣して書状を持参して（明の）京師に赴かせ理由を書き連ねて申し上げるには、⑥「本年三月より以前に茶全は国内の兵を追い払って、また再挙を図り、朝廷より使者を派遣して私の四川地方（おそらく升・華・思・義の四州）を調べると偽り述べて、石碑をもって（国境の）標識としたため、永く紛糾を生じました。自ら象馬（の兵）を率いて、図って私の義州を破らんとして、その弟槃羅茶遂に遊兵を統べて先行させ、茶全が続いて進みました。（ところが）茶遂は本心では気持ちが悪く、敗亡に至ることを恐れ、夜に壮士を伏せて茶全を行帳に殺害しました。（槃羅茶遂は）自立して王となりましたが、これより国内は乱れ、人心は反逆を好み、頭目が地方に割拠し、兵に訓示して規律を引き締め、兵を募り、寝返って互いに攻め合ったために、ほとんど休まる日がございませんでした。」と。

⑤は、『全書』巻一二 辛卯洪徳二年（明成化七年、1471）九月二十一日の条に「遣使如明，裴日良、阮覽、黎仁等歳貢，阮徳真、范穆等奏占城襲邊事。」とあるのに対応している。

⑥はこの阮徳真〔貞〕の齎した弁明⁽¹³⁾であるが、まず前段については、上述した天順八年（1464）三月に見える槃羅茶全の上奏では、永楽年間の如く使節を派遣して、境界を掲げ示した石碑を設置することで、侵犯を免れ不和を途絶するよう願い求めたのに対して、境土を保ち固めて外国からの侮りを防ぐよう諭されている⁽¹⁴⁾ので、彼は明皇帝の威光を背景に升・華・思・義の四州（大越は自国領と主張しているが、この当時は占城の統治下にあった）に人を遣って国標の石碑を立てさせたのであろう。後段については、現実には『全書』によると、前年八月の占城からの攻撃に対して同十一月六日には占城親征の詔を発して、軍を動員し、同月十六日には聖宗自ら大軍を率いて占城へ向けて出発した。そして洪徳二年（明成化七年、1471）正月二日には占城との国境付近にまで達した。二月七日には聖宗の宿営地に迫ってきていた茶全の弟尸耐を敗走させ、同月二十七日には尸耐（シュリー・ヴィナヤ）城を攻め破り、翌日には闍槃（ヴィジャヤ）城を包囲した。そして三月一日に陥落させ、占城国王槃羅茶全を生け捕りにしているのである⁽¹⁵⁾。

大越の主張と事実の経過を比較すると、自らに不利な点については事実と全く逆の主張を行っている。第一に、成化七年（1471）正月における戦闘の発生の直接の原因は、占城からではなく大越から起こされたこと、第二に、成化七年三月に槃羅茶全は弟茶遂に殺されたのではなく大越が捕虜として連行していったことである。これは戦闘の発生及び占城国王の交代の原因が、実際には全て大越の行動に起因したにもかかわらず、全て占城側に責任を負わせているのである。

ただ大越の主張においては、成化七年正月に大越と占城の間で戦闘が起こったこと、同年三

月に茶全が王位を失って茶遂がその跡を継いだことの二点については事実を述べている。さらに『全書』に見える茶全の弟尸耐は、おそらく茶遂のことであり、弟に兵を率いて先行させているという状況も共通しており⁽¹⁶⁾、これは注目すべき点である。

つづいて、⑦～⑧の内容について試訳する。

⑦本年十二月初三日、私が勅諭を謹んで承りますには、「朕が奏章を審らかに見て、物事の道理を深く見極めるに、相互に仇として殺し合うのは、みな境内を保ち民を安んじる方法ではない。まして汝、安南は占城とともに朝廷の爵位と封土を受け、代々職貢を修め、中国の藩屏となっている。どうして怨みをかまえ戦争を始め、自ら互いに攻撃し合ってよかろうか。『春秋』は全きことを要求する。賢者は誠に己の本分に安んじ理を修め、境土を保守し、怨みを解き争いを止め、まず善隣の方法を尽し、重ねて辺境を守る頭目に禁じて争いの端緒を開き、事を引き起こして勲功を求めることのないようにさせるのがよい。もしこれをもって併呑の企てを行なおうとするならば、おそらくは汝の国の幸福ではない。」と。⑧大いなるかな日月の公平な恵み、至れるかな父母の等しい愛情の慈しみ、私を占城とともに光り輝き明るい天を見まわし、暖かくのどかな地に寝そべり休ませる、これが遠国の臣の真の心、国民のみな願いでございます。私は深く聖恩に心を動かし、天の戒めに慎み遵い、辺境の役人を止め、争いの端緒を開くことのないようにさせ、国境を固く守っておりますので、どうして報復を行いましょうか。しかしながら、茶遂の弑逆の後より、多くの者の心はたやすく砕け散り、人民の心は離れております。

⑦では、郭廷宝、阮廷英等が占城からしばしば化州が攻撃を受けていることを訴えた⁽¹⁷⁾のに対して、回答として下された勅諭を引用している。それは『大明憲宗実録』巻九一 成化七年(1471) 五月庚子の条に見える⁽¹⁸⁾けれども、これは郭廷宝等が明廷において訴えた日付であり、『殊域周咨録』の上奏文にある同年「十二月初三日」というのはこの勅諭を聖宗が受け取った日付であろう。次いで⑧において、⑦で戒諭された内容についてベトナム側はまさしくそのとおり考えており、決して占城との間に紛争を起こそうなどとは思っていないことを強調しつつ、「しかしながら」と言葉を継ぎ、⑨以降で占城側の事情によって自分の思いとは違う方向に進んでいることを主張する。

⑨成化八年正月に茶遂が自ら境界あたりに至り、頭目の翁舅を派遣して偽りの計略をもって私に書状を持参し、「その兄茶全は人民を損ない天に背いたため、一族は倒れ国は破れ、自らこの咎を求め、すっかり無くなってしまったのは理屈から考えてもっともなことであり、国民は従っておりません。茶全は憂い恐れて病になったため、国民は弟の茶遂を立てて国政を

掌り代行させ、既に使者を派遣して（明の）京師に赴き金葉の表文を持参し、王爵を受けることを求めました。」と述べ、私とともに城下に往き一たび誓い、提夷海門⁽¹⁹⁾をもって境界とし、北は（大越の）義州とし、南は占城の北境とするよう求めました。並びに私に援軍数千をもって、茶遂を擁立して蕃地に都を置くことを願いました。私は怨みを解き争いを止め、聖訓を謹んで承け、隣国の撤廃と存置は、道義をもって各々他を犯さないと申しました。そこで大頭目の范慤を派遣して茶遂と固い約束を交わしました。茶遂は尸耐海口（シュリー・ヴィナヤ）に帰り至ったときに、槃羅茶悦の子である茶質苔来がその頭目とともに密かに徭峒の人を率いて、夜に竹弩を伏せて茶遂の軍を攻めましたので、占人はそれによって慌て恐れ、茶遂は乱兵のために殺されました。

まず、大越側は、兄茶全を殺害して王位を篡奪したにもかかわらず、茶全が自らの悪政により人民が離反するのを憂えて病になったため、その国民に押されて国政を代行していると茶遂が主張したと述べることで、茶遂の訴えは信用できないと印象付けようとしている。そして、茶遂が明へ冊封を求めて遣使したことに触れ、他方では、大越の侵略を訴えたことには敢えて触れず、茶遂が送付したとされる書状の内容を伝えることにより、茶全から茶遂への王位の交代が大越の侵略に起因することを間接的に否定し、更に茶遂が王位を失い、その後の占城の主権が茶質苔来に移ったことを主張している。この申立てに対応する事実は知られていないが、『全書』本紀 卷一二 黎紀 聖宗淳皇帝〔上〕 辛卯洪徳二年（明成化七年、1471）十一月初八日の条には「再征占城，擒其主茶遂及部黨回京。」とあり、茶遂は再度の大越の侵略により捕虜とされ、連行されているのが実情である。ここでも自己の責任を、捏造した占城の国内事情に転嫁しているのである。

茶遂が王位を失ったのを、『全書』では洪徳二年（1471）十一月とし、『殊域周咨録』の上奏文では成化八年（1472）正月としており、ここに相違があるように思われるが、ここで注意しておきたいのは、上述のとおり成化八年五月に槃羅茶全の弟である槃羅茶悦（槃羅茶遂⁽²⁰⁾）から大越の侵略を訴えた記事が『大明憲宗実録』にあることである。おそらく『全書』の十一月という日付は、大越が占城への再度の遠征を開始した日付であり、実際に茶遂が捕らわれて連行されたのは成化八年正月であったと考えた方がよいだろう。

なお、槃羅茶悦（茶遂）が大越に連行されたのを、成化十年（1474）とするものがある。『明史』卷三二一 列伝第二〇九 外国二 安南伝には、「灑雄桀，自負國富兵強，輒坐大。四年侵據廣西憑祥。帝聞，命守臣謹備之。七年破占城，執其王盤羅茶全，逾三年又破之，執其王盤羅茶悦，遂改其國爲交南州，設兵戍守。」とある。「逾三年」とあるので、これは成化十年ということになる。

しかし、明らかにこれは誤解である。『明史』卷三二四 列伝第二一二 外国五 占城伝（以下

『明史』占城伝と略記)には「[成化]八年，以槃羅茶悅請封，命給事中陳峻、行人李珊持節往。峻等至新州港，守者拒之，知其國已爲安南所據，改爲交南州，乃不敢入。十年冬，還朝。安南既破占城，復遣兵執槃羅茶悅，立前王孫齋亞麻弗菴爲王，以國南邊地予之。」とある。ここに明記されているように、成化十年というのは陳峻等が帰朝した年なのである。この後に引き続いて、「安南既破占城，復遣兵執槃羅茶悅」とあるため、おそらく同年に槃羅茶悦が安南の捕虜となったと誤解したのであろう。

また、『殊域周咨録』占城には帰国した陳峻の報告が見えるが、彼は成化十年正月二十九日に占城に至ったが、ベトナムの番人が守備していたため入港できず、槃羅茶悦が靈山に退いたことを聞いてそこに向かったが、靈山にはその形跡が無く、山中に避難していた人から槃羅茶悦がベトナムの捕虜となって連れ去られたことを知った。決して成化十年に槃羅茶悦が大越の捕虜となったわけではなく、あくまで陳峻がそれを把握したのが同年であったのである。彼は当然帰朝してからこの経緯を報告したので、『明史』ではこのような記載の順となったものと思われる⁽²¹⁾。

ここでは茶遂が王位を失ったこと、そして⑩に見えるようにその後のチャンパーの主権を握ったのが茶質苔来であったことは事実を伝えているものと思われる。

ここまでの部分を大越の上奏文の内容とそれに対応する他史料とを比較してみると、戦闘の発生や王位の交代などの責任を全て占城側に転嫁していること以外、各事件の起こった年次、登場人物、王位の継承の順序といった事件の骨子については基本的に事実を伝えているものと思われる。当該上奏文については、明から責任の追及を受ける恐れのある点を除いては、概ね事実を伝えているものと考えて差し支えはないであろう。続く⑩以降は内容的に他史料に見られない独自のものであるため章を改めて検討する。

第2章 ヴィジャヤ陥落直後の政治的動向

第1章で検討したとおり、上奏文に見える諸事件の骨子が基本的に事実を述べているという判断に誤りがなければ、他史料に見えず、この上奏文においてのみ見える事件についても同様に考えることが可能であろう。上記の点を踏まえて注意してみていく必要はあるが、従来知られていなかったヴィジャヤ陥落直後の占城の政治情勢について、この上奏文の記述から知ることができると思われる。

そこで、⑩以下の部分から他の史料からは窺い知ることのできないヴィジャヤ陥落直後の占城の政治情勢について探ることにする。

⑩茶質苔来は自立して国主となり、都を品持に移しました。法令は厳しくございましたが、

人民はいよいよ叛乱をなし、乱臣や強盗で自ら称して君長となった者が幾十人もおります。摩訶支麻撈氷と称する者がおり、麻訶左皮羅撥と称する者がおり、その二党が象を駆り兵を弄び、私の辺境に迫り、その他もまたそれぞれ地方に拠っております。私は頭目の陳極を派遣して左皮羅撥に書状を持参して和平を協議し、辺境での憂いを緩やかにするよう求めましたところ、支麻撈氷のために待ち受けて殺されました。私は戦が久しく続き禍が無くならず、罪が天朝（明）を犯すことを恐れ、矛を収めるように申し付け辺境を守る頭目にますます防御を図らせ、兵を進めることを許しませんでした。かつ占城は国家であり、東は海に至り、西は徭蛮に接近し、北は私の義州と境を接し、南は亀・寶の二部と地続きでございます。占城と寶部とは仲違いして幾年も経ち、これより寶部と徭蛮は占城の混乱を楽しみ、衆を率いて掠奪し、多数が群れをなし、道路は通ぜず、村落は静まり返っております。私は日夜思惟し、自ら聖訓を慎み承け、戦を止め近隣と睦まじくしておりますが、かの国があまり遠くない昔衰えるのに遭い、潰乱して主が無く、更に互いに侵略し合い、私の辺境を危うくすると思ひ、そこで頭目の劉宝を派遣して私の書状を持参して往かせ、茶質苔来と近隣の誼を堅くすることを誓ひ、ともに太平を享受し、己の本分に安んじ天威を畏れ、聖朝の藩屏となり、境土は既に定まっておりますのに、どうして争奪することができましようか。

当該箇所に見える人物について、茶質苔来はおそらく『全書』に見える逋持持であろう。ただ、ベトナム史料の逋持持を中国史料の斉亜麻勿庵に比定する見解もある [Maspero 1928: 239 n. 5; Po Dharma 1981: 62 - 63]。上掲した『明史』占城伝の記述のみを見れば、槃羅茶悦が大越に捕らえられたのち、大越が斉亜麻勿庵を王位に就け、チャンパーの南方の辺境の地を与えたように見える。そのため、後述する『全書』に逋持持が大越に冊封を求め、大越がこれを承認したことと、茶遂（槃羅茶悦）が大越に連行されたことがほぼ同時期に見えていることから、この『明史』の記述を考慮して逋持持＝斉亜麻勿庵と考えたものと思われる。しかし、逋持持が大越に国王に封じられんことを求めたのは洪徳二年（明成化七年、1471）であるのに対し、斉亜麻勿庵が大越から南方の辺境の地を返還されたのは成化十三年（1477）のことである。この二つの出来事には六年の間隔があるため、同一の出来事を記したものとは見なしがたく、両者を比定する見解は成り立たないであろう。

上奏文では茶遂のあとに、茶質苔来が立ったように述べているが、『全書』本紀 卷一二 黎紀 聖宗淳皇帝〔上〕 辛卯洪徳二年（明成化七年、1471）三月初二日の条には「茶全既被擒，其將逋持持走至藩籠，據其地稱占城主，持持得國五分之一，使使稱臣入貢，乃封爲王。帝又封華英、南蟠〔二〕王凡三國，以羈縻之。」とあり、闍槃城陥落後、逋持持は藩籠（ファンラン）へ逃れ、その地に拠り占城主と称してチャンパーの旧領土のうち五分の一を得て、大越へ臣と称して入

貢したため王に封ぜられたとある。実際には茶遂とともに逋持持が並立する状況にあったのである。茶質苔来が都を品持⁽²²⁾に移したというのはこの事実を述べたものであろう。茶遂が明へ冊封を求めていたことを認識していた大越側は、茶遂と対立する立場にあった逋持持を占城王に封じ、羈縻する関係にあったことを明に伝えることはできず、単に茶遂が大越の捕虜となった後に、チャンパー王を主張する者が逋持持のみになったことを、このように述べたのであろう。また茶質苔来は槃羅茶悦（中国史料の摩訶槃羅悦）の子であったと述べられている。事実は定かではないが、いずれにせよ、ベトナム側が茶質苔来を支持することの正当性を主張しているものと思われる。

摩訶支麻務氷及び麻訶左皮羅撥について、他史料にはそれと思われる人物は見られない。大越は華英、南蟠二国についても羈縻する関係にあったのであるから、当然この両国についても何らかの情報を有していたはずである。茶質苔来が王位に就いてのち、国内の混迷は深まるばかりであり、各地に割拠して君主を自称した者が幾十人もあったらしいが、そのうち上奏文において名を挙げられている者は摩訶支麻務氷及び摩訶左皮羅撥の二名だけである。ということは、この二名が他と比較して特記すべきかなり有力な勢力であったと考えるべきであり、だとすれば摩訶支麻務氷及び麻訶左皮羅撥が華英、南蟠の国王であった可能性は充分考えられる。

ここで当時の勢力分布を見ておこう。行論上、まず大越が1471年のチャンパー征服でどこまで領土を拡大したのかを確認しておきたい。一般的には1471年のヴィジャヤ攻略の際に石碑山（靈山）⁽²³⁾までが大越の領土となつたとされている⁽²⁴⁾ [セデス 1969:257; Po Dharma 1981:61]。『大南一統志』卷一〇富安省 山川 石碑山の割註には「昔黎聖尊征占過此，喟然嘆曰「天地開闢，已分境土，彼逆天，故受天禍。」因刻字于石上。『黎光定地輿志』云「聖尊南征，拓地至此，於山嶺峭壁磨崖，刻字與占城分界。今存，但字剥落，不可辨。」とあり、石碑山の山嶺の険しい崖に磨崖碑を刻ませたことが見えている。これは聖宗がこの地に至って「天地が開闢したときに、既に境土は分かたれていた。彼は天に逆らったため、天の禍を受けたのだ。」と嘆息して「與占城分界」と刻させたことから、聖宗が石碑山にまで至ったことは明らかである。しかし、洪徳元年から二年（1470 - 1471）にかけてのヴィジャヤ攻略戦においては、「三月初一日」に闍槃城が陥落したことにより「初二日」には聖宗は班師してヴィジャヤを發っていることから、この際のエピソードとは考えられない。それならば、いつの出来事であったのか。それは洪徳二年（1471）十一月に見える槃羅茶遂に対する再征の際のことであろう⁽²⁵⁾。上述のとおり十一月に再度の遠征を開始し、前回と同様に翌年（1472）にかけて石碑山に抛る槃羅茶遂を攻撃し、捕虜としたものと思われる⁽²⁶⁾。その際に石碑山に占城との境界を示す磨崖碑を残したと考えれば矛盾なく説明できる⁽²⁷⁾。

以上のとおりとすれば、洪徳二年（1471）の段階では、ビンディン省までが大越に組み込まれた。聖宗は帰還途中の三月七日に、降伏したチャム人巴太を太占同知州に、多水を僉知州に

任命し、太占（占洞）及び古壘二州を管理させている⁽²⁸⁾。ついで十一日には、杜子帰を同知州、知太占軍民事に、黎倚陀を古壘州知軍民としており、おそらく彼らを監視させるとともに現地人のベトナム人の軍民を管理させている⁽²⁹⁾。そして六月にはチャンパーの旧領のうち太占＝占洞（クアンナム省）には升華府、古壘（クアンガイ省）には思義府が、閩槃（ビンディン省）には懐仁府が設置され、広南承宣（広南道）がこれらを統轄した⁽³⁰⁾。

チャンパーの勢力は、逋持持（茶質苔来）が藩籠を中心として、カインホア、ニントゥアン及びピントゥアン省の地域を支配した。槃羅茶悦（茶遂）は靈山（石碑山、ヴァレラ岬）に逃れて王となったと言われる⁽³¹⁾ので、おそらくフーイエン、カインホア両省に跨る靈山周辺の地域を支配したものと思われる。そして南蟠は、石碑山以西の地が割譲されたとされ、富安省山和県拱山村にある福山屯の西に一条の道路があり、これが南槃蛮に通じるとされるため、フーイエン省南西方の山岳地帯にあったと推定される⁽³²⁾。それに対して華英については位置比定の決め手を欠いているが、以上を勘案するとフーイエン省の沿岸地方にあったのではなかろうか⁽³³⁾。

つまり、1471年のヴィジャヤ陥落後には、フーイエン省には華英国が、石碑山以西の山岳地方には南蟠国が、カインホア省以南には逋持持の占城国が成立し、それぞれ大越に羈縻される存在となった。そしてフーイエン省の南境付近では槃羅茶遂が靈山に拠り、大越に抵抗しているという状況であったと考えられる⁽³⁴⁾。このように、大越の領域に組み込まれた地域を除いたチャンパーの領域には、当時、占城、華英、南蟠の3国に加えて、靈山へと逃れた槃羅茶遂を含めた4つの主要な勢力が割拠していたのである。

大越は上奏文の中で義州までが自己の領土であることを強調し、領土の拡大を行っていないことを主張している。しかし、『殊域周咨録』占城によれば、後に槃羅茶悦（茶遂）を冊封するために明から派遣された給事中陳峻が成化十年（1474）正月に新州港に至ったとき、入港を拒まれたのだが、そこは既に大越の勢力下であり、交南（広南）州と名を改められていたのである。

つづいて⑪～⑬の内容について試訳する。

⑪成化九年二月に、茶質苔来は兵を率いて叛臣の奢里阿麻を攻めましたが、奢里阿麻に敗れました。私が派遣した劉宝もまた害を受けました。奢里阿麻は自ら君長となり、争って一隅に拠りました。⑫奢里阿麻はまもなく死に、族弟の波籠阿麻が継いでその徒党を統べましたが、才能が劣り力量が僅かであり、大勢の心は従いませんでした。連年の大水と日照りのため、穀物は収穫が少なく、住民はみな谷川の草や山中の獣をもって命をなし、たまたま食用の穀類がありましたら、すぐに（それをめぐって争いが起こり）死傷者を出すことを招きました。その人民は既に竇部に虜にされ、また百種の徭蛮に捕らえられ、群盗が田間の道に馬を

駆け走らせ、山中の池を行き来し、毒矢を伏せて住民を射て、上流を害して道路を遮っており、彼らは山に登って遠くを望み、木によじ登って密かにのぞき見て、或いは海中を行く船を見たり、或いは林中に人の通った跡を聞き知れば、すぐに煙を起て角笛を吹き、仲間を呼び寄せ言いつけて、或いは軽船を率いて外国の船を掠め、或いは健馬を馳せて林中の貨物を奪っております。加うるに虎・狼・犀・象が、道路に満ち岐路を満たしており、ただ海路がやや通じることがございますが、波濤が甚だ荒ろうございます。私は占城の君長と久しく便りが絶えており、凶盗が勢いを盛んにして人に逼っており、庶民の憂えとなっております。私の辺境を守る頭目黎文は被害が日に日に増えるのを見て、やむを得ず外に出て、兵を放って追い払いましたので、彼らはすぐに谷川に沿って山に登り、林や草むらにこそこそと逃げ隠れ、代わる代わる出入りして、一方の人民を戦争に苦しませております。

ここに登場する奢里阿麻については他史料に全く現れない⁽⁹⁵⁾。波籠阿麻は、後述するように、『明憲宗実録』巻一七六 成化十四年(1478)三月戊子の条に記録された黎灝からの上奏文中に再びその名が見えている。彼らもまた、黎灝がこの上奏文の中で作り上げた架空の人物ではなく、実在の人物であったと思われる。

ここでは成化九年(1473)二月に茶質苔来が叛臣の奢里阿麻に敗れたとあるが、茶質苔来の死については何も述べられてはいないし、奢里阿麻は「争據一隅」したとあるので、実際には茶質苔来はまだ健在であって、奢里阿麻はその支配下から脱して独立の勢力となったと考えた方が良いでしょう。ただこれ以降、茶質苔来の名が見えなくなるので、その勢力は弱体化していったものと思われ、その後のチャンパーの主権が実質的に奢里阿麻に移ったことを示しているのであろう。まもなく奢里阿麻は死去し、彼の族弟である波籠阿麻が跡を継いだ、彼には統治の才なく、民心を得られなかったという。

引き続き、その後の占城の惨状を報告しているが、ベトナム側の出兵について、チャンパーの混乱状態の中ではびこる凶盗によってチャンパーの民衆のみならず、国境を越えてベトナムの人民も被害を受けているため、やむを得ない自衛行為であることを強調している。そのため、大越の上奏文の性格を考えると、どこまで事実を表したものは疑問とせざるを得ない。

最後に⑬～⑭の内容について試訳する。

⑬成化九年三月初四日に、勅諭を押しただいて見ますに、[次のとおり] 述べるところがございませう。「王の国と占城とは、勢力の大小は是非を分けとくまでもない。もし彼が先に争いの端緒を開き、身の程を知らないのは、もとより不義であるが、もし王が故なく彼の小さな過ちにつけ込み、たやすく憤激した軍を興して、弱きを侵し少なきを虐げるのは、またどうして義とすることができようか。勅書が至れば、王はその小さな過ちを取り除き、大いに大義に

努め、捕らえた人員を残らず返還し、辺境の役人に注意を与えて、事を引き起こして勲功を求めることのないようにさせるのがよい。戦争を始め怨みをかまえるのは、かえって報復を招き、自ら憂いを残すものである。」と。⑭私は謹んで読み振り返って思いますに、喜びと恐れに堪えられず、雷が鳴りはためき雨が降り、天地自然の理が心一つにし、私は直ちに聖諭を謹んで遵奉し、およそ生け捕った男女はことごとく七百四十一人を、ともに既に本国へ返還し、大義を修めようと思い、功によって前過をつぐなうことをこいねがっておりますが、その人々はみな支麻務氷及び羅撥が掠め取ったものでございます。私は聖諭を深く思いめぐらし、驚きや怖れを覚えることなく、天地の最も大きな徳が、誠に生成において偏らないことを切に感じておりますので、私の小さい心は、どうして敬いや恐れをゆるがせにすることができましようか。天地は既に温め照らして平等に恵んでおりますのに、私は敢えてもとり背いて禍を招きましようか。故に私は冊封を受けて今に至り、朝夕に驚き怖れ、常に朝廷の土地や人民を保守することができないことを憂いとしておりますのに、どうして私の所有でないものを取り、戒めに違ひ義に背き、自ら罪を招きましようか。私は至って愚かであるといえども、禍と幸いを区別することができます。私がさらに切に思いますに、占城国の強盛の時に当たり、私の国の四川（四州）の地を奪いましたので、私は占城に怨みを含み、報いてその旧領土をもとどおりにしようと図りましたが、今彼は病み衰えて乱れ争い、所属の官司を統べ治めることがなく、疲れた民衆や辺境を守る兵卒は、家に安居する暇がなく、私は昔日の安らかなを思い起こし、善隣の道義を篤くすることを決めております。茶全が敢えて聖諭に違え、怨みを構えて挙兵しましたが、天の照覧は甚だ明らかであって、[彼は]自ら憂いを残しておりますが、私はこれと比べることはいたしません。数年以来、占城の人民はつき随って乱し騒がしており、上は天子のこの上なく優れた知徳に罪を得、下は怨みを下民に集めており、私が心配しております間に、どうして憂懼に堪えましようか。謹んで皇帝陛下の剛中の建国を望みますに、光明盛大で辺境の荒野を常に忘れずにおられ、誠に私はおそれ危ぶみ我が身を省みておりますのに、敢えて併呑の念を起こしましようか。彼が流浪して身の置き所を失うのを憐み、かえって安んじ定める恩を施し、彼に誰に対しても謙遜の態度をとって和らげ安んじさせ、圉を平和な治世にともにし、そうして私の兵士と人民は休息し、永く兵乱のおそれが無く、聖智が場所を移す絶妙な機会にあり、愚臣のよく窺い測ることができないところでございます。占城の興廢を顧みますに、私の国には誠に相関することはございません。ところが占城は乱れ滅び、私の辺境はかえってその害を受けるに至っております。宮闕に至って自ら冤罪を訴え謁見することは、自ら本分を越えることの免れ難いことを存じております。むごい害悪は言葉がございません。どうして擾乱のますます甚だしいことに耐えましようか。私の南の国境の事は、立ち居振る舞いがみな難しく、進退ともに窮しており、去就の妨げになっております。もし天子が海が河水を容れるように広く包容し春風が万物を生育するよう

に恩沢を施し、遠国の臣の僭越を咎めるのをゆるめ、天子の恩恵が広く行き渡り、天帝の哀しみ憐れむ思いを受け入れますことは、どうして私の国のみの幸せでございましょうか。あるいは一方の民を増やし財を豊かにするのに大きな幸せでございましょう。そして南の地方の老幼は、宮城を望んで香を焚き、聖寿を万万年にお祝いいたします。

⑬では『明憲宗実録』巻一〇八 成化八年九月丙午の条に見える明の勅諭⁽³⁶⁾を引用しており、この成化九年（1473）三月というのは、実際に聖宗が受け取った日付と思われる。ここで占城の捕虜を返還するよう求められていたことに対して、既に本国へ返還したことを報告するとともに、その人々が摩訶支麻徬冰及び麻訶左皮羅撥によってさらわれたものであると主張し、ここでも自己の責任を他に転嫁しているのである。

第3章 中国史料に見える最後の諸王

前章までにおいては、黎聖宗の成化十一年上奏文の中で叙述されたヴィジャヤ陥落後のチャンパーの政治情勢について検討してきた。本章においては、その後のチャンパーについて、『明実録』を検討の中心に置きつつ、同時期の様々な関連史料を活用することによって、その歴史的過程を再構成し、従来描かれてきたものとは異なった姿を明らかにしたい。

1. 波籠阿麻・斉亜麻勿庵

波籠阿麻のその後の消息については、『明憲宗実録』巻一七六 成化十四年（1478）三月戊子の条に収録された安南国王黎灝の上奏文の中で触れられている。『大明憲宗実録』巻一四四 成化十一年（1475）八月辛丑の条に見える、黎弘統の帰国に際した勅諭で明は大越に占城の領土の返還を求めており、それに対して弁明を試みたものである。おそらく大越側は明が波籠阿麻の事件に関係して領土の返還要求を行なったと考えているのだが、実際のところ、明はこの事件について把握していなかったと思われる。明が返還要求を行なったのは茶全及び茶遂（茶悦）を捕虜とした二度のチャンパー侵略によるものに対してである。

当該上奏文によると波籠阿麻は当初大越と友好関係を保っていたようである。しかし、成化十一年（1475）に風に流されてきた琉球国の海船を得て、その衆を率いて大越を攻撃したが、大越の辺境の守兵がこれを打ち破ったという。大越の主張の中にしかこの事件は見えないので、どこまでが事実なのかは明らかにし得ない。

ただ、『歴代宝案』一集 三九卷 一〇号文書 成化十六年（1480）三月初二日付の、マラッカの楽系〔作〕麻拿（ラクサマナ）からの外交文書中に、ベトナムに漂着した琉球船の乗組員を捜査したところ、ベトナム側に殺害されて生き残った者がほとんどいなかったと見えている⁽³⁷⁾ [Kobata and Matsuda 1969: 119; Momoki 1999: 106 - 107]。他に『全書』本紀 卷一四 黎紀 憲

宗睿皇帝 己未景統二年（明弘治十二年、1499）秋七月二十五日の条には、御史台都御史郭有巖が賞罰の在り方について奏上した際に、大越が征伐した勢力として占城、老撾とともに琉球の名が挙げられている〔八尾 2015:59〕。また、同書本紀 卷一五 黎紀 恭皇帝 丁亥統元六年（明嘉靖六年、1527）六月の条には、前期黎朝滅亡に当たりその事績を論じた中で聖宗の功を挙げて「征討四疆，開拓土宇，茶全就擒，老撾土崩，琉球輿尸，琴公走死，四夷賓服，八極傾風。」と見えている〔桃木 2011:193 - 194 註94〕。大越が琉球と戦火を交えたという事実は他に知られていないので、先学の指摘するとおり、これらの記事は成化十一年の事件に関連したものである可能性が高い⁽³⁸⁾。さらに、八尾隆生〔2015:59〕は、近年発見された開国功臣鄭克復の孫である太保平樂侯鄭維孝の墓誌を紹介し、そこに含まれる洪徳六年（1475）十二月に彼が征夷将軍となって琉球海賊を討伐したという内容をこの事件に関連づける。したがって、豊見山和行〔2003:47〕が指摘するように、当時圧力を受ける側であったのは占城であり、これを額面どおり受け取ることはできないが、占城、琉球（の漂流民）と大越との武力衝突が発生したことは事実であろう⁽³⁹⁾。

これ以降しばらくの間、再び占城の国情は不明である。次に事情が知られるのは、成化十四年（1478）七月に斉亜麻勿庵が明へ朝貢してからである⁽⁴⁰⁾。斉亜麻勿庵の申立てによれば、安南人が占城の南方の辺境の地の一方面を返還し、これを彼に管掌させたので、再び王位に就いて国を建てたい。そして天子の威光を畏れはばかりで、敢えて王位に就くのを恣にせず、この度使者を派遣して表文を備えて冊封を願い求めている⁽⁴¹⁾。

その後、成化十七年（1481）九月に彼の後継者である古来が明へ朝貢しており⁽⁴²⁾、その際の上奏文においても、「槃羅茶悦（茶遂）が大越に捕らえられたとき、古来は兄の斉亜麻勿庵とともに山林に潜み逃れた。後に大越人は天朝（明）を畏れはばかり、自ら人を遣って本国の子孫を訪ねて、邦都郎から占臘の地の境界に至る五カ所を割いて返還し⁽⁴³⁾、斉亜麻勿庵を王位に就けた。」とある⁽⁴⁴⁾。後述するが、成化二十二年（1486）にベトナムの圧迫により、広東の崖州に逃れてきた⁽⁴⁵⁾古来の訴えには、この間の状況について更に詳細な情報が含まれている。それによると、チャンパーには元来、設班者、班城等八州及び打亜等二十五県があった。ところが成化七年（1471）にベトナムが兵を興して前項の地方を占奪した。チャンパーが明廷に赴いて訴えようとして、初めて同十三年（1477）三月内に退いて邦都郎（パードゥランガ）、馬那里等四州五県を返還したらしい⁽⁴⁶⁾。

このことを考えれば、成化十一年（1475）に波籠阿麻が大越に打ち破られた後、いったんはチャンパー全土が大越の占領下に置かれていたものと思われる。ところが、明からチャンパーへの領土の返還要求を受けていたベトナム側はチャンパー全土を併合することはできなかったであろう。そのため「自邦都郎至占臘地界五處」を返還し、王族の斉亜麻勿庵を王位に就けたのが、成化十三年（1477）三月のことであった⁽⁴⁷⁾。

ところで『大明憲宗実録』や『明史』には見えていないが、『殊域周咨録』巻五 南蛮 安南及び『皇明大政紀』巻一六 庚子成化十六年（1480）七月の条に、太監汪直が安南を征することを献策したが、職方司郎中陸容が上疏してこれを止めたことが見えている。これは「時安南累歳侵擾占城。占城遣使入奏，請討之。」とあり、占城からの求めに応じて献策されたものである。以下に見るように、古来の最初の遣使は成化十七年（1481）九月壬辰の条にあるから、これは成化十四年七月の斉巫麻勿庵の朝貢の際の出来事であろう。『大明憲宗実録』や『明史』には記録がないが、この時、斉巫麻勿庵は冊封を求めただけでなく、ベトナムを討伐することも要請したものである⁽⁴⁸⁾。

ここで興味深い記事を挙げておこう。『全書』本紀 卷一三 黎紀 聖宗淳皇帝〔下〕 己亥洪徳十年（明成化十五年、1479）十二月二十八日の条に「校定征占別令二十五條，並定行兵政令賞功例。」と見えている。ベトナムは1470～1471年のチャンパー親征や1473年の山蛮征討の際にも事前に軍令を定めている⁽⁴⁹⁾ので、この際にもチャンパー攻撃の計画があった可能性があり、それは上述の斉巫麻勿庵の動きに対するものであったろう。ただベトナム側の史料にも明側の記録にもそれに関連すると思われるチャンパーへの軍事行動が見られないので、実行されることはなかったと思われる。しかし、斉巫麻勿庵の訴えに対する弁明のためであろうか、『全書』本紀 卷一三 黎紀 聖宗淳皇帝〔下〕 庚子洪徳十一年（明成化十六年、1480）冬十一月十八日の条に「遣陪臣阮文質、尹宏濬、武維教，歳貢于明，並奏占城事。」と見えている。この使者の来朝が『明憲宗実録』巻二一八 成化十七年（1481）八月庚申の条に見えているが、占城の件について全く触れられていないのでその内容は不明である。

なお、成化十七年（1481）九月には、マラッカが明からの帰国の際に漂流して安南国に至った成化五年の朝貢使節が殺害されたことに加えて、安南国が占城だけでなくマラッカの地を併呑しようとしていると明に訴えている⁽⁵⁰⁾。桃木〔Momoki 1999: 107〕は、チャンパーの首都が陥落した際に、あるチャンパーの王子がマラッカに避難したとする『スジャラ・ムラユ』の記事〔Marrison 1951: 93〕を考慮して、これをマラッカがチャンパー側に立っていたことを示すと考えている。

ここで、未検討のまま残されている一つの問題に触れておきたい。それは赤坎邦都郎に逃れ、安南に攻め殺された占城国王は誰かという問題である。この事件は『名山蔵』（何喬遠 撰、崇禎十三年（1640）の序あり）巻一〇七 王享記三 東南夷 占城（以下『名山蔵』と略記）、『殊域周咨録』占城に見えている。この事件について、占城国王が、(a) 赤坎邦都郎に逃れたこと、(b) 安南に攻め殺されたこと、の2点を記すのは『殊域周咨録』及び『名山蔵』のみである。いずれかを含み、当該事件に言及する史料は次のとおりである。

行論上、まず『名山蔵』の記事から検討を始めたい。

項目	槃羅茶全 (末路)	槃羅茶悦 (末路)	「徙居赤坎邦都郎」の記載 (誰が)	王の殺害 の記載 (誰を)	「遣使請封」 の記載 (誰が)	「遣馮義」 の記載	齊亞麻勿庵 (末路)
『殊域周咨録』 嚴從簡 (1583年)	○ 卒	○ 被安南虜去	○ 国王	○ 国王	○ 国王	○	○ 卒
『弁山堂別集』 王世貞 (1590年)	△ 見虜交趾	○ 為交人所擒	—	○ 波籠阿麻	△ 齊亞麻勿庵	○	○ 死
『皇明大政紀』 雷礼 (1602年序)	—	—	—	○ 其王	—	○	○ 死
『東西洋考』 張燮 (1617年)	○ 交趾所破	—	○ 嗣王	—	○ [嗣王]	○	—
『名山藏』 何喬遠 (1640年序)	○ 安南所虜	—	○	○	—	○	○ 卒
『罪惟録』 查繼佐 (1644年～)	○ 被安南所虜卒	○ 為所虜	○	—	—	○	○ 卒
『天下郡國利病書』 顧炎武 (1639年～)	—	—	○ 其王	—	○ [其王]	○	—

表：「ある占城国王が居を赤坎邦都郎に移し、ついで安南に攻め殺された」という所伝に関連した史料

(備考) 【○】は当該項目について記載があるもの、【△】は当該項目そのものではないが、それと見なせる記載があるもの、【—】は当該項目について記載がないもの。

[摩訶貴絳] 卒，子槃羅茶全襲。槃復爲安南所虜，弟槃羅茶悦襲。成化□年，徙居赤坎邦都郎，以避安南，而尋亦爲安南所攻殺。於是，遣給事中馮義、行人張瑾，封王弟齊亞麻勿庵爲王。使未至，齊亞麻勿庵卒。

残念ながら年代が欠落しているため、この事件が成化年間（1465－1487）中に発生したということしか分からない。ここで安南に攻め殺されたのは誰なのか。主語がないが、直前に「槃[羅茶全]復爲安南所虜，弟槃羅茶悦襲。」とあるので、槃羅茶全の弟槃羅茶悦（ベトナム史料の茶遂）のように見える。しかし、槃羅茶悦（茶遂）はベトナム史料においても、中国史料に見えるチャンパーからの訴えにおいても、ともにベトナムの捕虜となったとされるため、それは考えにくい⁽⁵¹⁾。

しかも、直後に「於是，遣給事中馮義、行人張瑾，封王弟齊亞麻勿庵爲王。」と続いている。「於是」（ここにおいて）とあることから、馮義等の派遣は、赤坎邦都郎へ逃れた占城国王（占城国王と明記されていないが、文脈上）が安南に攻め殺された事件との関連性が強く示唆される⁽⁵²⁾。

次に『殊域周咨録』占城の該当箇所を見てみよう。

[成化]二十年，國王復遣使請封。上命使臣馮又等往册立之。至，則國王先爲安南迫逐，徙居赤坎邦都郎，安南尋又遣兵攻殺之矣。其臣提婆若者攘據故國，馮又因誤封提婆若爲王。其國人上章陳訴。時馮又回自占城，卒於海上，副使某論罪戍邊。

[成化]二十一年，上別遣使封故王之弟齊亞麻勿庵爲王。未至，而齊亞麻勿庵先卒。上復遣給事中李孟陽封王之次弟古來爲王。

ここには成化二十年（1484）に占城国王は安南に迫り逐われ、居所を赤坎邦都郎に移したが、安南はついでまた軍を派遣してこれを攻め殺したと見える。この国王は誰なのか。この記事の前に「國王復遣使請封。上命使臣馮又等往册立之。」とある。馮又〔義〕を派遣したのは、「國王復遣使請封」に対してであるから、『明実録』によれば、馮又が派遣されたのは、成化十四年（1478）に齊亜麻勿庵が請封したことに対するものであるため、この国王は齊亜麻勿庵ということになる。また、その後に馮又が誤って提婆苔を冊封した記事が続くこともそれを裏づけるように思われる。

しかし、奇妙なことにさらに「上別遣使封故王之弟齊亞麻勿庵爲王。未至，而齊亞麻勿庵先卒。」という記事が続いている。ここで記事相互に矛盾が生じる。「命使臣馮又等往册立之」と「遣使封故王之弟齊亞麻勿庵爲王」とは本来同一の出来事のはずである。それが二つに分かれているのはなぜか。それは成化二十年と成化二十一年という年次に原因があるのではないか。

通常、ある年次が挙げられれば、次に続く出来事は当該年中のものと考えてしまう。ところが、ここに挙げられている出来事のうち、発生した年代が確実なものを『明実録』により確認すれば、「上命使臣馮又等往册立之。」「上別遣使封故王之弟齊亞麻勿庵爲王。」は成化十四年（1478）八月、「副使某論罪戍邊。」は成化二十年（1484）冬十月、「上復遣給事中李孟陽封王之次弟古來爲王。」は成化二十年（1484）八月である。つまり、成化二十年は「副使某論罪戍邊。」に繫年されるべきものである。成化二十一年については、『明実録』の成化二十一年（1485）十二月に「陞禮科給事中李孟暘為本科都給事中。」とあり、占城へ奉使したことが見えるので、これが繫年に影響したのであろう。そうであれば、これは原資料を参考にした際に、ある年次において取り上げられる出来事に付随して記載された経緯が、実際には異なった年次の出来事であるにもかかわらず、当該年の出来事として誤って繫年されたものと言える。

それでは問題となる国王とは齊亜麻勿庵なのであろうか。しかし、齊亜麻勿庵は「故王」（文脈上、安南に攻め殺された占城国王）の弟とされ、明確に区別されている。また、齊亜麻勿庵の死に関しては、その弟とされる古来の主張によると「病死」であり、古来と対立する立場にあった提婆苔（配下の占城人）の主張では「古来による殺害」である。いずれにしても占城側の主張によると、ベトナムによる殺害ではないことから、これは齊亜麻勿庵ではないと思われる。

ここで該当者が誰なのかを考えるために、1471年以後の占城の諸王がどのような末路を辿ったのかを整理してみよう。

- | | |
|------------|-------------------------|
| 槃羅茶全 | ⇒大越に敗れ、連行される。連行途中で病死。 |
| 槃羅茶悅（槃羅茶遂） | ⇒大越に敗れ、連行される。連行先の大越で死去。 |

茶質苔来（逋持持）	⇒大越に臣従。叛臣の奢里阿麻に敗れる。その後は不明。
摩訶支麻徬冰	⇒不明
麻訶左皮羅撥	⇒不明
奢里阿麻	⇒死去
波籠阿麻	⇒大越に敗れる。その後は不明。
齊亜麻勿庵	⇒病死又は古来による殺害。

そうなる、候補としては摩訶支麻徬冰、麻訶左皮羅撥、波籠阿麻が挙げられる。ただ、茶質苔来即位後の混迷の中で各地に割拠して君主を自称した幾十人のうち上奏文に名を挙げられている者がこの2名だけであることから、筆者は前二者を華英、南蟠国王ではないかと考えており、『殊域周咨録』に見える黎灝（聖宗）の上奏文中での扱われ方から考えても、占城国王としては適切ではないと思われるので、残るのは波籠阿麻ということになる。

安南に攻め殺された占城国王に関する手掛かりとなる記事が万曆十八年（1590）に初刻された王世貞の『弇山堂別集』巻二五 史乘考誤六に見える⁽⁶³⁾。

至天順五年，灝大發兵，破殺占城國王波籠阿麻，破其國都，虜掠人民、財物，悉有其地。王孫齋亞麻勿菴逃據西南郵，上書告急。詔切責王灝，俾還其國封。灝疏辭頗倨，且請命朝使申畫郊圻，興滅繼絕。（中略）尋遣給事中馮義、行人司右司副張瑾，齎敕印封齋亞麻勿菴爲王。尋王弟古來奏言「先王見虜交趾，王弟盤羅茶悅逃居勿靈。王請封天使到，而盤羅茶悅復爲交人所擒矣。臣與兄齋亞麻勿菴潛竄山林。後交人畏懼天朝，自遣人尋訪本國子孫，撥還土地，自邦都郎至占臘地界五處，立齋亞麻勿菴爲王。（後略）

天順五年（1461）というのは明らかな誤りであり⁽⁶⁴⁾、ベトナム史料にも中国史料にも同年に大越が占城の国都を破ったという記録は見られない。しかも波籠阿麻の初出は、本稿で検討される成化十一年（1475）八月辛丑の条に見えるベトナムの聖宗からの上奏文であるので、少なくともこの年以降の出来事である⁽⁶⁵⁾。

この記事には黎灝（聖宗）が占城国王波籠阿麻を殺害し、国都を破り、人民を生け捕りにし財物を略奪して、ことごとく占城の地を有したとある。しかも、それに続いて齊亜麻勿庵が西南の宿駅へ逃れて抛り、書状を奉って急を告げたとある。

これは先に検討したとおり、馮義の派遣が、『名山蔵』では赤坎邦都郎へ逃れた占城国王が安南に攻め殺された事件との関連性が強く示唆され、『殊域周咨録』占城でも『名山蔵』とは継起する順序が逆ではあるが、やはり関連づけられていることと一致する。

したがって、波籠阿麻は大越への攻撃が撃破された後に、赤坎邦都郎へ逃れたが、更に大越に

攻められて殺害された。そしてその後、大越は占城全土を占領下に置いた。しかし、明から占城国王の親族を返し、その人民を優しく扱い、国土を復して、その宗嗣が絶えないようにせよとの勅諭を受けた大越は、その南方の辺境の地の一方面を山林へ潜伏していた斉亜麻勿庵へ返還し、王位に就けることとなった。かくして、斉亜麻勿庵は明の承認を得るために使者を派遣し、それに応えて明が馮義等を派遣したというのが真相であろう。

これは『明実録』の記事のみにより、波籠阿麻が琉球の衆を率いて大越を攻めたが、打ち破られた後に、大越によって占城は全土を占領されたという、状況証拠からの筆者の推定と適合するものである。

2. 古来・提婆苔

成化十四年（1478）七月における斉亜麻勿庵からの請封に対して、同年八月に明は彼を占城国王に封ずるため礼科給事中馮義、行人張瑾に詔書を持たせて派遣した⁽⁶⁶⁾。『大明憲宗実録』巻二二〇成化十七年冬十月丙辰の条には、馮義等の占城への奉使の顛末が見えるので、それによってその経過をたどってみる。馮義等は多く私貨を帯びて、市場で利益を得ようと企てたらしい。ところが広東まで至ったときに、斉亜麻勿庵は既に死去しており、その弟の古来が哈那巴等を派遣して請封しているのを聞き、虚しく帰還して利益を失うのを心配して、慌ただしく占城へ至った。そこで「王孫が請封した後、古来によって殺されました。かくして安南が既に偽勅をもってその国人の提婆苔という者を立てて仮に国政を掌らせました。」と占城人が主張した。張瑾等は奏上報告するのを待たず、すぐに印・幣を提婆苔に授けて、彼を封じて王となし、黄金百余両の賄賂を得た。さらに満刺加国を経て、ことごとくその私物を売り払って帰還した。馮義は海上で病死したため、張瑾がその出来事をつらねて、さらに偽勅を朝廷に納めた。そのため、礼部は張瑾が封立をほしいままにしたことは正典刑に当たると弾劾した。当時占城の使哈那巴が会同館に滞在していたので、礼部が彼に通訳して尋ねたところ、「古来は実の王弟であり、斉亜麻勿庵の死は病によるものであって殺害されたのではない。そして言われるところの提婆苔なる者もまた誰であるか分かりません。」とのことであった。そこで哈那巴等を暫く広東に戻らせ、そこで提婆苔の謝恩使が至るのを待ってその真偽を明らかにして別に処置することになったという。

この使節は広東で提婆苔の謝恩使を待ち、張瑾が冊封をほしいままにしたことを面前で質すこととなっていたが、翌十八年（1482）九月に、既に一年を過ぎ、皆冬の寒さに耐えられないと訴えた。そこで、暫く帰国させ、提婆苔の謝恩使が到来するのを待って、改めて来京させることになった⁽⁶⁷⁾。

成化二十年（1484）七月に、提婆苔を撫諭して、以前に授けた占城国王の印を納めさせ、提婆苔が安南国より偽封を受けた罪を許し、彼を頭目としてチャンパーに居住させるよう古来に勅したことが見えている⁽⁶⁸⁾。提婆苔の謝恩使が到来した年次は明らかでないが、当然これ以前

のあまり遠くない時期であろう。提婆苔はその孫巴羅質、副使蛮底代、通事梅者亮等を派遣して国王に封ぜられたことを謝し、表文・方物を奉ったが、明側はこれを返させた。巴羅質等は遠方の地から参って孤独で貧しいため、衣服を賜らんことを乞うたため、彼らに手厚く恵んだことが同年八月に見えている⁽⁵⁹⁾。そして同月には戸科給事中李孟暘、行人司行人葉応をそれぞれ正使、副使とし、詔及び礼物を持たせて、占城国王齊亜麻勿庵の弟古来を占城国王に封ずるために派遣した。間もなく李孟暘等は、占城は久しく提婆苔が占拠しているため、古来を封じる勅・印をもって先にその使者に後につき従わせて持って行き、その国中を朝廷の古来を封じる意思にあずからせて人心を落ち着かせること、提婆苔が派遣してきた王孫で、謝恩のために到来して身を広東に留められている者は許して放してやること、自分たちは船が完成し風向きがよくなるのを待ってから古来が居住する地に至ることを願い求め、これが認められた⁽⁶⁰⁾。

この後チャンパーにおいて古来と提婆苔の間で抗争が発生し、古来が提婆苔を攻めたため、ベトナムは怒って兵を挙げてその境域を圧迫して、提婆苔を救おうとした。しかし、古来は既に提婆苔を攻め殺しており、李孟暘、葉応がチャンパーへ至る前に、報復を恐れてその王妃、王孫及び部落千余人を率いて、方物を積載して広東の崖州に至ったと、成化二十二年（1486）十一月に巡按広東監察御史徐同愛等が奏上している⁽⁶¹⁾。

また、総督両広軍務右都御史宋旻等が奏上するところによれば、古来は崖州におり、入朝して交趾の侵略を訴えようと強く望んでおり、その上それが返還した州県はみな荒れはてた僻地で疲弊していると主張したようである。明の皇帝憲宗は、古来の言辞が以前に安南国が奏上したところと異なるので、官に協議させたところ、英国公張懋等が、両国のことについて遠くから推量するのは困難であるので、大臣を一人古来のもとへ行かせてねぎらい、入朝することなく早く帰国して国民を安心させるように諭すとともに、安南へ書状を送って譴責し、もし安南国王の考えでないのであれば、使者を派遣して古来を迎え、その国に復帰させて和解させるのが宜しいと提案したため、成化二十三年（1487）正月に南京右都御史屠瀟を広東に往かせることになった⁽⁶²⁾。屠瀟は広東に往きその処理について協議しているが、その上奏文の中で古来の主張を伝えており、さらにその内容は安南国王黎灝への勅書にもやや詳しく取り上げられているので、それに基づいて検討する⁽⁶³⁾。

占城には本来、設班者、班城等八州及び打亜等二十五県があった。ところが成化七年（1471）にベトナムが兵を興して前項の地方を占奪した。占城が明廷に赴き訴えようとして、初めて同十三年（1477）三月の内に退いて邦都郎（パンドウランガ）、馬那里等四州五県を返還した。その後、占城の頭目である提婆苔が分かれて安南へ行き、安南は埋打里、奔底、把底等一州三県を彼に与えて管掌させたため、占城には三州二県が残されただけである。後に密かに提婆苔に兵を興させて古来を殺害しようとし、古来の部下や人馬が殺されるという事態に立ち至っている。同二十二年（1486）現在、提婆苔は既に死んでいるが、安南は再び頭目に兵を率いさせ

てその身柄を奪い取ろうとしており、邦都郎等の地全てをもって提婆苔の子を立て王にしようとしていた。しかし、古来の子蘇麻（ソーマ？）及び頭目一万人が固守しているという状況にあった。

古来が述べる占城に残された三州二県は、交趾が邦都郎から占臘の地との境界に至る五カ所を斉亜麻勿庵に返還したという、成化十七年（1481）九月の彼自身の言葉と一致している（チャンパーにおいて州、県と表現された政治単位は、州一県という統属関係にはなかったと思われる。したがって三州二県と五カ所は同じことになる）。そうであれば、提婆苔に与えられた土地は、もともと斉亜麻勿庵に返還されてはおらず、古来がそれについても自己に帰属すべき土地であると、明側へ主張しているだけなのかもしれない。

ここで、埋打里、奔底、把底等一州三県が提婆苔に与えられたのがいつのことであったかを検討しておきたい。上述の古来の主張では成化十三年（1477）三月に大越が邦都郎、馬那里等四州五県を斉亜麻勿庵に返還してから後のことである。前述のとおり、張瑾が現地人から得た情報では、斉亜麻勿庵が明に請封した後、古来に殺された（真偽は不明）ため、安南が提婆苔を立てたとある。確証はないが、ベトナムは斉亜麻勿庵が明へ遣使して実情を訴えたことを把握していた節があるので、おそらく成化十一年（1475）八月の明への上奏文において行なった、占城とは義州（提夷海門以北ではあるが）を国境としているとの弁明と齟齬が生じることを恐れたのではないか。したがって、斉亜麻勿庵の明への請封後というのは事実だと思われる。

となれば、提婆苔が拠ったのは闍槃城ではなかったか。『殊域周咨録』占城に「其臣提婆苔者攘據故國、馮乂因誤封提婆苔爲王。」と見えるように「故国」に拠っているとされる⁽⁶⁴⁾。さらに、明の使節が赴いた先は新州港であったろうから、そこを根拠としていた提婆苔と接触することになったものと思われる。上述したとおり、大越は占城との間で提夷海門を国境としてその北は義州であると主張することによって、実質的には闍槃城周辺地域を除きビンディン省の大部分を直接の支配下に置くとともに、闍槃城周辺地域以南に傀儡の王を置くことで明からの追及を避けようとしたと見られる。

また、提婆苔に与えられた一州三県がいずれの地かは不明確であるが、それに闍槃城周辺地域（新州地方）が含まれるとして、そのうちの把底は『大南一統志』卷一〇 富安省 建置沿革に見える婆苔⁽⁶⁵⁾であると思われるので、少なくともフーイエン省の一部を領有していたことが分かる。以上を考慮すれば、おそらく提夷海門以南、石碑山以北の地域であった可能性が高い。

話を戻すと、屠瀟は上述のとおり占城の置かれた現状を伝えてから、古来の意志は広東において冊封を受け、兵によって護送されんことを、併せて安南に書状を送り、その境界を正して、安全を得んことを求めていると報告した。そして屠瀟は「その要請のとおりにすることを望んでおり、戸科給事中李孟暘、行人司行人葉応等を広東に行かせて古来を冊封し、冬を待って武臣を派遣し、彼を護送して帰国させ、孟暘等は必ずしも行かせる必要はありません。更に安南に

勅して、その侵略した土地を返還させることを願います。」と奏上した⁽⁶⁶⁾。古来の帰国については、『殊域周咨録』占城には、屠瀟は官軍二千名を選び、東莞の商人張宣にこれを率いさせて彼を新州港まで護送して帰国させたとある。『殊域周咨録』には年次の記載がないが、『明実録』によれば、成化二十三年（1487）十月以降のことであろう。

『明実録』や『明史』には言及がないが、この際にベトナム側から古来の正統性について申立てがあり、それに対して古来側の抗弁が行なわれたらしい。『東西洋考』巻二 西洋列国考 占城には次のとおりある。

嗣王古來航海奔廣州投訴，更以來朝爲辭。督臣屠瀟命參議姜英覈其事。時安南納叛將而助之虐，申言古來不當嗣。瀟從僉議，謂冊印元有古來名，宜王其地，具疏以聞。仍移檄安南，道之順逆。安南亦不敢大肆其狼噬。

また、『名山藏』には次のとおり見えている。

復遣給事中李孟暘往封古來爲王。安南人言「古來不當嗣，嗣者提婆苔爲正。」古來詣廣州辯訴，朝命總督兩廣都御史屠瀟按驗，古來實當王。移諭安南數之而以聞，古來遂得封。

これらの記事に関しては、古来が広州へ逃れてきた際に、たまたまベトナムの使節が明廷を訪れていたので、古来の訴えについて問い質し、その際にベトナム側が古来には正統性がない旨の主張を行なったものであろうか。その内容の詳細は不明であるが、後述するとおり古来の後継者として冊封を求めた沙古ト洛への使節として任命された李貫がチャンパーへの渡航を嫌ってたびたび奏上したことが『明実録』に見えるが、そのうちの一つの内容（『大明武宗実録』巻一二七 正徳十年秋七月辛丑の条）はこれに基づいたものだと推測される。そこには次のとおりある。

已而〔李〕貫復言「奉命已踰五載，䟽屢上而未決於行，孰不似憚為懼風波之險也。殊不知占城自古來被安南併逐之後，竄居赤坎邦都郎，國非舊疆，勢不可行。況古來乃占城王齋亞麻弗菴之頭目，實殺王而奪其位。王有三子，其一尚存。則義又有不安矣。律以春秋之法，雖不興問罪之師，亦必絕朝貢之路。臣所謂領封云者，亦存其禮，而不廢斟酌之義也。奈何又為採訪之議。苟延歲月，而無益於事哉。」

つまり、古来は齋亞麻勿庵の弟ではなく頭目であり、齋亞麻勿庵を殺害して王位を篡奪したものであって、齋亞麻勿庵には3人の子がおり、そのうち1名が生存しているのであるから、

古来を冊封するのは道理に合わないという主張である。ただ、これが事実かどうかは不明である。元々、傀儡の王である提婆苔を支援し、古来を圧迫していることに対するベトナム側の弁解に基づくものに過ぎないし、李貫がチャンパーへの渡航を嫌って様々な理由をつけて出立を引き延ばして結局奉使しなかったことから、ベトナム側の主張を額面どおりに受け取る必要はないかもしれない。これに対して古来の側も抗弁を行なったようで、結局、明としては古来の主張を入れて、広東で彼を占城国王として冊封して、武臣を派遣し、古来を護送して帰国させることとなった。

その後、弘治元年(1488)二月には王孫の哈那巴等が来朝している⁽⁶⁷⁾。更に翌弘治二年(1489)十月には弟のト古良等を派遣し、安南は侵略を恣にしており、身を置く所が無いので、永楽の時のように官を派遣して兵を率いて守護してもらおうよう要請している。しかし、この要請は退けられ、兵部の報告に抛れば、古来を護送した者が帰還しており、占城の事情を詳しく把握しているが、ベトナム人によって王子の古蘇麻が殺害されたのに止まっており、古来は衆を率いてこれを打ち破り、安南が再び侵略するのをまだ見ていないとのことであった。そのため古来に対して自ら努め励んで政を修め、部落をいつくしみめぐんで、辺境を保ち固くするとともに、元のおりに安南と誼を厚くして、その他の些かな嫌悪や細事をすべて取り除き捨て去るのがよいとト古良を諭している⁽⁶⁸⁾。

兵部は「王之國土已亡而復存，王之部落已散而復聚，是皆天威所致。」とも述べている。古来は明によって新州港まで護送されており、その際に大越側から抵抗を受けた気配はないので、この時点で大越側は新州港を明け渡しているわけであるから、古来は新州港、つまり尸耐港を含めた闍槃城周辺地域に勢力を確保することができていたものと思われる⁽⁶⁹⁾。そして、まもなく大越側はおそらく新州港を回復しようとして古来を攻めたが(古来の出兵要請に対して、古来を護送した者が、チャンパーがベトナムの侵略を撃退した状況を報告した中で触れられるため、王子の古蘇麻が殺害されたのはこの時であろう)、古来はこれを打ち破っていることから、占城の勢力は闍槃城以南のヴィジャヤ地方まで回復していたのであろう。

この後は大越側も占城への干渉はしばらく控えていたと見られる。それを裏付けるように、洪徳二十一年(明弘治三年、1490)四月に聖宗は「定天下版圖，承宣十三處(後略)」とした⁽⁷⁰⁾。これは既に定めた十二道承宣に加えて占城の故地に広南都承憲三司を置き、その版図を十三承宣としたものであるが、この際に乂安、順化等に守禦經略使所を設置している。乂安には七所、順化には六所設置しているのだが、広南には二所しか設置していない。これは広南地方において大越の影響力が及ぶ範囲が縮小している状況を反映していると思われる⁽⁷¹⁾。

しかし、さらに弘治三年(1490)五月に弟のト古良等を派遣して、安南が境土を侵占し、欽賜された表裏(裏?表文を入れる袋か)を切り払ったため、兵をもって保護するよう求めた⁽⁷²⁾。そのため、明は大越の使者黄伯陽へ「歸詔爾國王，勿徒為多言，其各守封疆，以享太平。不然，朝

廷一旦赫然震怒，天兵壓境，如永樂間故事，得無悔乎。」という脅迫ともとれる調子で論じた⁽⁷³⁾。藤原〔1975：296（1986：142）〕は、大越はこれを重く受け止めていないとするが、実際に大越側は同年十一月には戦力増強を図っている⁽⁷⁴⁾ので真剣に対処していたと見るべきだろう。

おそらく大越の新州港に対する動きを牽制するためか、弘治八年（1495）十月に再び古来は従子の沙古性等を派遣してチャンパーはしきりに安南による領土への侵略を被って人民が殺されており、朝廷の勅書によって誼を厚くするよう論されているにもかかわらず、うわべでは従うふりをして陰では背いており、悪事を積んで改めるところがないと訴え、大臣を派遣して講和を仲介するようお願い求めている⁽⁷⁵⁾。明の孝宗はかなり同情的であり、大臣の派遣に前向きであったが、結局、外夷の争いに明が介入することへの否定的な意見が大勢を占めたようである。この時の占城側の訴えの真偽は不明だが、景統元年（明弘治十一年、1498）八月には、広南都司に既設の升花衛五所に一所が増置されるとともに、思義衛及び懐仁衛として各六所設置されており、これが提夷海門以南に及んだかは不明であるが、大越の強い圧力に曝されていたのは事実と思われる⁽⁷⁶⁾。

ただ、占城は新州港地方を維持することができていたと見られる。というのは、弘治十二年（1499）六月に見える古来の上奏には、我が国の新州港地方は以前から安南に侵略され、人民は殺されたり捕らわれたりしており、その患苦は未だ止むことがないこと、そして古来が高齢であることから、生前に長子の沙古ト洛に襲封させることで、後日新州港の地を保守することができるよう願っているからである⁽⁷⁷⁾。しかも後述するとおり1509年に威穆帝が都督保禄伯黎子雲、武耿等に命じて広南地方を經理させたことが見えており、1471年にベトナムがチャンパーから再獲得した地域においてもベトナムの統治に動揺が見られるのである。

3. 沙古ト洛・沙日底齋

弘治十二年（1499）の古来の求めに対しては、安南は土地や人民は尽く既に返還しており、声・華・恩（思）・義の四州の外はその土酋が互いに割拠するのに任せており、我が国はみな干渉していないと主張している。やむを得ない事情がある可能性があるため、ただ安南には人民や土地を貪り、自ら禍患を残すことのないようにさせるよう、守臣を通じて諭すか、そうでなければ偏師を派遣して赴いて問いただすよう議論することになった。そして沙古ト洛の襲封については、父が存命であるので、その理が無いことから、世子として国事を執らせ、その時が来たら請封させることになった⁽⁷⁸⁾。

ここで、この時期のチャンパーに関して従来の見解に変更をせまる興味深い記事に触れておきたい。既に度々引用されているが〔新江 1991：59；八尾 2009：272〕⁽⁷⁹⁾、『全書』本紀 卷一四 黎紀 己巳端慶五年（明正徳四年、1509）三月～秋八月の条に次のようにある⁽⁸⁰⁾。

命都督保禄伯黎子雲、武耿等往經理廣南地方。先是，洪徳元年，聖宗親征占城，得茶遂妻子

歸于本國，置居寶慶門外，幾三十年。至景統年間，子茶福盜其父茶遂骸骨，逃歸其國，留一親姊，於兵燹（割註：先上聲，野火也）。時始亡。至是，諸勢家功臣占奴居田庄，亦逃回國。武耿驛奏言作亂者占人，帝令殺占人殆盡，不知作亂者占人制謾等後得漂海占人麻末等監在，承制，再供謂前年茶福已回彼國，使男罵羅往明國求援，又作船糧數多，故命耿等往經理。

この記事によれば、景統年間（1498 - 1504）に、大越に連れ去られていた茶遂の子茶福が父の遺骨を奪取してチャンパーへ逃れ、同様に大越へ連行され、諸勢家、功臣たちの田庄で使役されていたチャム人たちもまたチャンパーへ逃亡した。そして茶福は帰国後、その子罵羅を明へ往かせて救援を求めたという。

この内容は重要である。上述したとおり、明へもたらされた占城側の情報に基づいて、古来から沙古ト洛への権力の委譲について言及されるが、これは次のとおり見直される必要があるだろう。

まず弘治十二年（1499）に古来が生前に沙古ト洛への譲位の承認を明に求めており、さらに弘治十八年（1505）には占城国王子沙古ト洛が沙不登古魯を派遣して、明より大臣をチャンパーに往かせて新州港等の地をもって封ずるよう求めている⁽⁸¹⁾。上述の茶福に関する記事と時期が重なり合うため、『明実録』等の中国史料に見える沙古ト洛は『全書』の茶福であると考えられる。茶福が子の罵羅を明へ往かせたことが『全書』に見えるのに対して、『明実録』には弘治十二年（1499）に古来から派遣されたのは「王孫」の沙不登古魯とある⁽⁸²⁾のだが、これは茶福が古来の子と称しているため、茶福の子である罵羅が「古来の孫」に当たると考えれば、罵羅と沙不登古魯は同一人物であろう。

これらを考慮すると、次のように理解することが可能であろう。父茶遂の遺骨を奪ってチャンパーへ逃れた茶福は、帰国後、平和裏にかまたは実力行使によってかは不明であるが、実質的に権力を掌握した。そして明から自らの地位の承認を受けるため、弘治十二年（1499）に古来が奏上して沙古ト洛（茶福）への譲位の承認を求める形式をとった。これは沙古ト洛が古来の名義で行なったことであろう。しかし、これは明から拒否された。将来、襲封すべき時が来れば請封するようにとのことではあったが、とにかく沙古ト洛が世子として国政を代行することについて、明の承認を得ることができたのである。

その後、古来の消息について何も史料は語らないが、上述のとおり弘治十八年（1505）六月に沙古ト洛が沙不登古魯を派遣し、明が大臣をチャンパーに派遣して、新州港等の地をもって封ずるよう求めている。この時期においてもチャンパーは新州港地方を維持しており、明からの支持を得ることでその地方における自国の地位を確実なものとする意図があったものと思われる。しかし、給事中任良弼等が「国王の即位は朝廷の冊封とは係わず行なわれております。まして先に古来が予め沙古ト洛を封じるようお願い求めたため、世子といたしました（希望ど

おりの) 命を得ることができませんでした。今ようやく古来は既に死去していると称しておりますが、虚実は推し量りがとうございます。万一、我が使者がかの国に至って、古来がまだ生存していても、それともまた遂にその子を封じてしまうのでしょうか。」などと反対し、礼部が協議した結果、国王が死去した場合、まず親族を派遣して哀しみを告げるものであるが、今は現にそうではなく、さらに沙古ト洛の請封の上奏文には古来の病死の年月を明言していないため、広東布政司を行かせて咨文をチャンパーへ移し、その報告を考慮して処置を協議させることになった。

正徳五年(1510)七月に沙古ト洛が叔父の沙係把麻等を派遣して請封した⁽⁸³⁾ため、同年八月に沙古ト洛を占城国王に封じるため、礼科都給事中于聰、行人司行人劉宓を派遣することになった⁽⁸⁴⁾が、これは古来の死去が正式に確認されたことによるのかどうか述べるところがないため、実際に古来が死去した年月は不明のままである。なお、この冊封使については、当初、正使とされた左給事中李貫が、同郷であった太監劉瑾に依頼して免じてもらったが、劉瑾の謀反が発覚したため、当初のとおり李貫が正使として占城に赴くことになった。しかし、彼は占城へ赴くことを嫌って、様々な口実をつけて渡航を引き延ばし、七年経過して結局赴くことはなかった⁽⁸⁵⁾。そのため占城人に封冊を持たせて帰還させることになったようである。これは正徳十年(1515)七月のことであり、使臣の力哪吧等に勅書及び封冊を持たせて帰国させたことが見える⁽⁸⁶⁾。

この後、正徳十五年(1520)に沙古ト洛は叔父の沙没底大等を派遣して冊封について謝している⁽⁸⁷⁾。沙古ト洛治下のチャンパーの国情については、嘉靖元年(1522)に、広東に至った占城及び暹羅等の諸国の商船に対する商税を報告しないうちに、市舶司である太監牛榮が家人の蔣義に私的に交易させて貨物を収買したことが露見し、蔣義が処罰されたことが見える⁽⁸⁸⁾。また、莫登庸の篡奪後、阮淦により哀牢で擁立された黎莊宗が元和元年(明嘉靖十二年、1533)正月に明へ派遣した鄭惟憭は、莫氏の妨害により明との通信が妨げられていたことから、海路で占城へ至って広東の商船に便乗することによって、嘉靖十六年(1537)二月⁽⁸⁹⁾に明廷へ到達することができたらしい[大澤 1965: 72 - 73; 1975: 348]。このように占城からの公式の朝貢使節は見られなくとも、広東との間で盛んに通商活動が行なわれていた様子が窺える。

さらに、トメ・ピレスの『東方諸国記(スマ・オリエンタル)』を参照すれば、当時のチャンパーの国情を垣間見ることができる[生田他訳注 1966: 224 - 227]⁽⁹⁰⁾。中国史料と同様、ベトナムとの争いを記しているものの、この当時のチャンパーでは「国王は(中略)多くの人民を持ち、豊かである。」と述べている⁽⁹¹⁾。

なお、広西の太平府知府に任命された江一桂のために唐順之が贈った書状が『荊川先生文集』巻一一 序 送太平守江君序に収録されており、莫朝期のベトナムの状況について記している箇所があるが、そこには「聞故王子孫、尚有據國之半而争之者、而占城壓交人之胸、世仇國也。此

皆可借其報怨之憤，而資其夾攻之力。」と見える。莫氏の篡奪に関する詳細について、鄭惟憐が明廷へ到達したことにより明らかとなり、明が莫登庸に対する十大罪を議定したのであるから [大澤 1975 : 348 - 350]、この情報は彼によるものであろう。黎朝の子孫で依然その国の半ばに拠って莫氏と争っている者がいることを述べた後に「しかし占城がベトナム人の心（あるいは要衝か）を圧迫しており、代々敵国である。これはみなその怨みをはらそうという憤りに借りて、その挾撃する力を助けているのであろう。」と続ける。現実には占城がどこまでその勢力を伸張したのかは不明だが、少なくともこの時期には反莫勢力に圧力を加えるほどの勢いであったと思われる⁽⁹²⁾。

沙古ト洛の名は正徳十五年以降見えなくなり、嘉靖二十二年（1543）に占城国王沙日底齋がその叔父沙不登古魯等を派遣して方物を献上している記録⁽⁹³⁾を最後に、占城国王の名は中国史料から見えなくなる。沙不登古魯は弘治十二年・同十八年の朝貢の際に使者として見えており、おそらく同一人物であろう。筆者は彼を茶福（＝沙古ト洛）の子罵羅と考えているが、もしそうであれば、沙日底齋は沙古ト洛の孫に当たる。沙不登古魯はそこでチャンパーがしばしば安南の攻掠を被っており、道が阻まれて帰国が困難なため、官を派遣し護送してもらって出国することを願い求めており、これが許されている⁽⁹⁴⁾。この当時、ベトナムでは莫氏政権と反莫勢力とが戦鬪を繰り広げており、おそらく海上交通にも重大な支障が生じていたのであろう。

最後に、16世紀中期のチャンパーの状況を示唆する史料に触れておきたい。嘉靖四十四年（1565）の朱絵の序がある、陳全之『蓬窓日録』卷二 寰宇二 西南夷に「又聞「占城爲安南所逼，自新州遷都鶴頂上。安南以莫氏、阮氏、陳氏、鄭氏首爲禍亂，各據土疆。」其占城舊都，若新州以西，靈山以南，田土肥美，魚塩充裕。羊嶼、新州、伽備貌三處灣港，廻完之處，可以泊舟，山原之陽，可以築邑。二國各自有事，其地久棄不理。」と見える。

1552年頃と推定される時期に⁽⁹⁵⁾、どうやらチャンパーがベトナムの圧迫により国都を新州から鶴頂山上に移したらしい。チャンパーの旧都の地の利について述べた後に、チャンパー、ベトナム両国ともそれぞれ非常事態が生じており、その地が久しく放棄されているのは理解できないと主張している。

この事件によってチャンパーは再び後退を余儀なくされ、また争乱相次ぐベトナムも関心を寄せることなく、陳全之がこれを記した時期に至るまでビンディン、フーイエン、カインホア省に当たる地域は両国から放棄されていたものと思われる。

おわりに

1471年のヴィジャヤ陥落をもってチャンパーは歴史叙述の表舞台から姿を消し、その後は残存勢力以上の扱いはされてこなかった。しかし、マンガンの研究により、大航海時代における

チャンパー及びチャム人の活躍が描かれ、ポー・ダルマによるチャンパー滅亡過程の研究等により、1471年以降のチャンパーの歴史が次々と解明されてきた。

しかしながら、槃羅茶全・槃羅茶遂の大越への連行以降、斉巫麻勿庵による明への遣使までのチャンパーの政治情勢について触れた研究は皆無に等しく、その間の事情を知ることができなかった。本稿では『殊域周咨録』に収録された安南国王黎灝（黎聖宗）の上奏文を手掛かりに、当該時期のチャンパーの政治情勢についてわずかではあるが、光を当てることができた。

さらに、斉巫麻勿庵・古来・沙古ト洛の3王について、マスペロ、マジウムダール両氏は簡単に触れるのみであり、藤原は大越と明の外交関係を扱う中で、大越と占城が繰り広げた外交とそれに対する明の対応について明らかにするが、占城の歴史的過程を統一的に把握することが困難であるとともに、基本的には『明史』の描く占城像を踏襲し、強化することとなった。そこで、『明実録』を中心に置きながら様々な関連史料を活用することで、15世紀後期から16世紀中期におけるチャンパーの歴史的過程は、『明史』に描かれるものとはかなり異なるものであったことを明らかにした。

沙日底齋以後、中国史料はチャンパーにいかなる諸王が存在したのか情報を提供してくれない。ベトナム史料はその領土拡張に関連して再びチャンパーについて明確に言及するようになるが、それは16世紀末以降のことである。この時期以降、ヨーロッパ人の記録がその時々々のチャンパーの国情について興味深い情報を提供するが、チャンパーの政治情勢にまで触れるものは限定される。そういった史料環境においてチャンパーの王位がどのように継承されていたかについてまとまった情報を伝えるものが、いわゆる『チャム王年代記』である。ただ、『チャム王年代記』はその歴史史料としての価値が認識されつつある〔新江 2000〕ものの、そこに現れる諸王と、本稿で見てきた、中国史料に現れる最後の占城国王たちとがいかなるかたちで結び付くのか、その問題は依然として残されている。

最後に、本稿において検討してきたチャンパーの歴史的過程と密接に関係する、この前後の時期におけるチャンパーの交易状況にも関わる近年の議論に触れておきたい。

英語圏では、リ・タナ〔2004〕が海南島及び広西、大越、占城の諸港を結ぶ海域で行われた交易システムを「交趾洋システム」と呼ぶことを提唱し、これが受け入れられている。この交趾洋システムが衰退した原因について、リ・タナ〔2004：116－117〕はその主要な担い手であり、交趾洋システムをより広域的な交易システムへと結ぶ役割を果たしていた占城の首都ヴィジャヤが、1471年の黎聖宗の親征により破壊されたことに求め、さらに1508年の黎威穆帝による大越内のチャム人の虐殺がそれに止めを刺したとする。一方、ウィットモア氏〔Whitmore 2011：110，112－113〕は、1471年のチャンパー征服とともにゴーサイン窯が破壊され、それまでティーナイ（新州港）が占めていた交趾洋システムにおける地位やヴィジャヤ陶磁器の役割を大越（雲屯港を想定）が獲得したとする。そして、交趾洋システム及び雲屯の消滅の原因

を1508年の黎威穆帝によるチャム人の虐殺、そして威穆帝の治世及びそれに続く混乱の時代に求めた〔Whitmore 2011: 113 - 114〕。一方、ヴィジャヤ近郊のゴーサイン窯において1471年のヴィジャヤ陥落の前後を通じて引き続き陶磁器の生産が行なわれていることから、桃木〔2011: 150, 156〕はこれに疑義を示し、大越がそこから利潤を得た可能性を指摘している。

これらの論者は、1471年のヴィジャヤ征服後に、ビンディン地方（ヴィジャヤ）が恒久的に大越の領土に組み込まれたという認識〔Whitmore 2011: 109; 桃木 2011: 149〕を前提としている⁽⁹⁶⁾。

これに対して、交趾洋システムの衰退に関する議論については言及しないものの、八尾〔2015: 57 - 58〕は、1471年以降ビンディン地方が恒久的に大越に組み込まれたという認識について疑問を呈する。本稿において検討してきたとおり、1471年以降、ヴィジャヤ地域は一貫して大越の直接的な支配下にあったわけではなく、特に成化二十三年（1487）における屠瀟による古来の新州への護送以降、闍槃城を中心としたヴィジャヤの中心域以南はチャンパーが確保していたと見られる。今後、更なる研究の進展が交趾洋システムにおけるチャンパーの位置づけの再考を促す可能性がある。

以上、本稿で検討してきた15世紀後期から16世紀中期におけるチャンパーの歴史的過程について大きな誤りがなければ、1471年以降のチャンパー像については大幅に見直される必要があるだろう。

註

- (1) ハンガリー語で書かれたナジ・マルトンの研究〔Nagi 2012〕があるが、言語上の問題から詳細は未詳である。
- (2) 同条には「〔成化十一年八月〕辛丑、安南國王黎灝奏「先年占城國王槃羅茶全因侵犯化州，道為其弟槃羅茶遂所弑。遂既自立，將請封，而槃羅茶悅子茶質苔來又殺之。自是，其國禍亂相侵，卒無寧日，非臣國之罪。今欽遵聖諭，息兵睦鄰，所得男婦七百四十餘人，俱已遣還彼國矣。」と見える。
- (3) 『殊域周咨録』占城の按文において嚴從簡は「黎灝の上奏文は六科日抄から全ての文章を書き記しており、一字一字がみなその原文である（黎灝奏章乃六科日抄中全疏録出，字字皆其原文。）」と述べている。
- (4) 『明憲宗実録』卷一〇四 成化八年五月丁巳の条。
- (5) 『明憲宗実録』卷一〇八 成化八年九月丙午の条。
- (6) 『殊域周咨録』占城の記事をほぼ引用していると思われる慎懋賞『四夷広記』占城国統の条では「永」を「求」とする。『明憲宗実録』卷一〇五 成化八年六月丁亥の条に、槃羅茶悦を封じて占城国王を継がせるように命じたことが見えるので、より意味が通じる「求」をとる。
- (7) 『大明憲宗実録』卷九一 成化七年五月庚子の条。
- (8) 註(7)参照。
- (9) 『明憲宗実録』卷一〇四 成化八年五月丁巳の条。
- (10) 『大明憲宗実録』卷三 天順八年三月庚申の条。
- (11) 『全書』本紀 卷一二 黎紀 聖宗淳皇帝〔上〕 丁亥光順八年二月十五日の条に「駕至飛來行殿，時占國使臣沈樸勒沙來進貢適至，因賜朝見於行殿。」と見える。

- (12) 『全書』本紀 卷一二 黎紀 聖宗淳皇帝〔上〕 丁亥光順八年三月の条に「命禮部尚書黎弘毓宴占城使臣於北使館，命內官問占國使臣以事大之禮。對曰「占國之於聖朝，如子之侍父母，惟教命是聽。然天子所命常貢之外，責以錫貢，是乃新例，不敢專對，伏乞遣使問本國主，以光下國。」不從。」と見える。
- (13) 『明憲宗實錄』卷一〇八 成化八年（1472）九月丙午の条には、この上奏文の記述を要約した形で「往〔彼〕因占城侵化州地，故舉兵為援，由彼國人自相叛亡，以取敗北耳。」と見える。
- (14) 註(10) 参照。
- (15) 『全書』本紀 卷一二 黎紀 聖宗淳皇帝〔上〕 庚寅洪徳元年八月、同十一月六日、同十六日の条、辛卯洪徳二年春正月初二日、二月七日、同二十七日、同二十八日、同三月初一日の条。
- (16) 『全書』本紀 卷一二 黎紀 聖宗淳皇帝〔上〕 辛卯洪徳二年二月初五日の条に「茶全令弟尸耐及大臣六人將兵象五千人，潛來近帝營。」と見える。彼が尸耐と呼ばれるのは、おそらく尸耐城の城主であったためであろう。
- (17) 『全書』本紀 卷一二 黎紀 聖宗淳皇帝〔上〕 庚寅洪徳元年冬十月の条。
- (18) 同条には「爾安南與占城，俱受朝廷爵土，世修職貢，為中國藩屏，豈可構怨興兵，自相攻擊，『春秋』責備。賢者爾宜安分循理，保守境土，解怨息爭，先盡睦隣之道，仍禁約守邊頭目，毋啓讐端，生事邀功。假此為吞併計，恐非爾國之福。爾宜慎之，慎之。占城事情，待彼使來，詳察得實，別有戒飭。朕代天理物，一視同仁，不忍爾兩國人民橫罹兵禍，特茲戒諭，庸示至懷，爾其欽承毋忽。」と見える。
- (19) 『大南一統志』卷九 平定省 関汎には「提夷海汎（割註：在符吉縣東，廣十一丈，潮深六尺，汐深四尺。西有淡水潭，商船多泊于此。（後略）」と見える。また、『東西洋考』卷九 舟師考 西洋針路には「提夷馬陵橋（割註：打水二十五托，内外俱可過。船南邊有礁出水，用丙午針，四更，至交杯嶼，即新州港口。）」とある。嶋尾〔2015：394〕は後者をビンディン省デージー海口海上のコンチャウ島とする。
- (20) 『殊域周咨録』占城の按文において、嚴從簡は聖宗の上奏文に見える占城王について考察しているが、利用できる情報が限られたため非常に混乱している。しかし、我々は中国側の『明史』、『明實録』等、ベトナム側の『全書』等を参照できるので、中国史料からは摩訶槃羅悅→槃羅茶全→槃羅茶悦、ベトナム史料からは槃羅茶悦→槃羅茶全→茶遂と王統をたどることが可能であり、その対応関係を把握できる。
- (21) さらに、『明史』卷三二五 列伝第二一三 外国六 滿刺加伝には「成化十年，給事中陳峻冊封占城王，遇安南兵據占城不得入，以所齎物至滿刺加，諭其王入貢。其使者至，帝喜，賜敕嘉獎。」とあるが、これも『殊域周咨録』占城に見えるのと同様の状況を記したものになる。
- (22) 品持がどこに当たるのかは明確ではないが、茶質苔來を逋持持とすれば、潘籠（ファンラン）を指すか。
- (23) 靈山は通説ではヴァレラ岬（ダイラン岬）とされている〔陳，謝，陸 1986：462, 1069；嶋尾 2015：394〕が、岩生〔1956：13－15〕は『東西洋考』卷九 舟師考 西洋針路に「煙筒山（割註：此交趾、占城分界處也。以狀似煙筒，故名。雖極澄霽，亦頂上有氤氳氣。用丙午針三更，取靈山。）靈山（割註：『星槎勝覽』曰「與占城山連接，峻嶺而方，有泉下繞如帶。山頂一石塊似佛頭，故名靈山。往來販舶於此樵汲，崇佛誦經，燃放水燈彩船，以禳人船之災。」開打水六十托，用單午針二更，取伽備貌。）」とあり、大越と占城を分かつとあるのもって、煙筒山をヴァレラ岬とし、靈山をヴェール岬に比定している。しかし、この『東西洋考』の靈山に関する記述と、『大南一統志』卷一〇 富安省 山川 石碑山所引の陳公憲『水陸程志』の「山有一支，至海，分爲二水，草木亦分。有一大石頭，向東如人形。」という記述を比較すれば、(a) 山を流れる河川の存在、(b) 人形に見える石塊の存在という類似点が存在するため、筆者はやはり靈山＝石碑山＝ヴァレラ岬と考える。
- (24) 『大南一統志』卷九 平定省 建置沿革に「安南黎鴻徳元年，征占克其城，拓地至石碑山（割註：今屬富安），分爲蓬山、符離、綏遠三縣，置懷仁府，隸廣南承宣。然自虬蒙嶺以南（割註：今屬富

安), 尚屬蠻獠, 未暇經理。」、同書卷一〇 富安省 建置沿革に「黎聖尊鴻德六〔元〕年, 征占拓地至此, 以石碑嶺爲界。然自虬蒙以南, 尚屬蠻獠。」とあり、1471年の聖宗の親征後も虬蒙嶺以南の地は実際には「蛮獠」の支配下にあったらしい。ポー・ダルマ [Po Dharma 1989: 132] は、ベトナム史料が石碑山を国境とするのは現実の境界を示すのではなく、1471年(筆者は1472年と考える)の遠征時にベトナムの軍隊がそこまで到達したことを証明するに過ぎないと考えている。さらに1611年に、最終的に虬蒙(クローモン)峠と石碑(タックビ)山の間地方がベトナムの直接統治下に置かれるまでこのフーイエン省に相当する地域は一種の「ノーマンズランド」に止まったとする [Po Dharma 1989: 132]。

- (25) 『全書』本紀 卷一二 黎紀 聖宗淳皇帝〔上〕辛卯洪徳二年(明成化七年、1471)十一月初八日の条に「再征占城, 擒其主茶遂及部黨回京。」と見える。
- (26) なお、『全書』を確認すれば、少なくとも洪徳三年(1472)三月より前には聖宗が昇竜にいたという確実な記録はない。再征の際にも聖宗が親征したことは十分あり得ると思われる。ただ、『欽定越史通鑑綱目』正編 卷二二 辛卯洪徳二年冬十一月の条には「占城茶遂反。遣平羌將軍黎念討平之。先是, 占主茶全既被擒, 其弟槃羅茶遂逃入山中, 遣使告難于明請封。帝復命黎念爲平羌將軍, 領兵三萬往征之, 擒茶遂及部落送京師。」と見えており、聖宗の親征の可能性にやや疑問を抱かせる。
- (27) 石碑山までが大越の領域とされたにも関わらず、洪徳二年(1471)六月に広南承宣(道)が設置された際に、現在のフーイエン省に当たる地域に行政拠点が設置されなかったのは、おそらくその時点では大越が征服したのはビンディン省に当たる地域までであったためであり、後述のとおりフーイエン省に当たる地域には羈縻していた華英国が存在していた可能性がある。
- (28) 『全書』本紀 卷一二 黎紀 聖宗淳皇帝〔上〕辛卯洪徳二年三月初七日の条に「以占降人巴太爲太占同知州, 多水爲僉知州。上諭之曰「太占、古壘二州舊爲我境, 近代淪於占國, 今盡復之, 特命汝等鎮守, 敢有不從, 殺然後奏。」とある。
- (29) 『全書』本紀 卷一二 黎紀 聖宗淳皇帝〔上〕辛卯洪徳二年三月十一日の条に「命杜子歸爲同知州, 知太占軍民事, 黎倚陀爲古壘州知軍民, 占人敢有悖亂, 殺然後奏。」とある。既に新江 [1991: 69 註 74] が可能性を指摘しているが、既に任命したチャム人官吏を罷免してベトナム人官吏に置き換えたわけではなく、チャム人住民はチャム人の、ベトナム人住民はベトナム人の管理下に置かれたのかもしれない。
- (30) 『全書』本紀 卷一二 黎紀 聖宗淳皇帝〔上〕辛卯洪徳二年六月の条に「以占城地置爲廣南承宣及升華衛, 置十二承宣按察及置廣南三司。」とある。この記事について1471年のヴィジャヤ征服後に併合したチャンパーの旧領に十二の承宣按察と広南三司が置かれたという誤解(あるいは誤解を招く記述)がある [新江 1991: 57]。広南三司というのは、広南承宣に設置された都承憲三司を指している。これは『欽定越史通鑑綱目』正編 卷二二 辛卯洪徳二年六月の条を確認すると、「初置十二道憲察使。」とあり、以前に十二承宣には都総兵使司、承政使司を設置していたが、清刑憲察使司は未設置であったため、広南承宣に都承憲三司を置いたことに併せて、他の十二承宣にも同様に設置して「三司」としたものである [藤原 1986: 475 - 476]。なお、『大南一統志』卷五 広南省、同書卷六 広義省及び同書卷九 平定省の各建置沿革を参照。
- (31) 『殊域周咨録』占城には帰国した陳峻の報告が見えている。それによると、新州港への入港を妨害されたのち、陳峻等は現地民を得たが不遜な態度であったため、通事満源等に占城国に出使した理由をもって諭させたのだが、満源等の報告の中で安南の番人の言説として「此港占城王退還我的安南國王, 各立界牌把守, 他自見在靈山爲王。」とある。また『大明憲宗實録』卷二一九 成化十七年九月丁酉の条に見える、古来の上奏文中には「王弟槃羅茶悦逃居佛靈山, 成化六年, 奏請印乞封。」とある。茶遂(茶悦)は靈山(ヴァレラ岬)に本拠を定め、大越に抵抗していたのである。
- (32) 『大南寔録前編』卷一〇 世宗孝武皇帝寔録 辛未十三年冬十月の条には「水舍、火舍入貢。二國在南蟠(割註: 黎聖尊, 時攻克占城, 立其裔爲南蟠國王, 割石碑山以西之地界之)之上, 村落可五十餘, 中有婆南山甚高, 水王在山之東, 火王在山之西。」、『欽定越史通鑑綱目』正編 卷二二 辛卯

洪徳二年（明成化七年）春二月の条にある註南蟠には「黎以前屬占城，迨聖宗征占城，拓地至石碑山，封占故主後裔，爲南蟠國王，以此山以西之地界之，自懷仁府由上道行十四日，始抵其國。今水舍、火舍二國，即其地也。」とある。これらの記事が正しければ、南蟠国王はチャンパーの王族であり、石碑山以西の地を領有したことになる。また『大南一統志』卷一〇富安省関汎にも「福山屯（割註：在山和縣拱山村。明命五年，設今省。按福山屯，西有一條路，達于南槃蠻，六日抵水、火二國界。）」と見えている。なお、グエン [Nguyen 2009 : 69] はザライ、ダクラクとするが、根拠は不明である。ポー・ダルマ [Po Dharma 1981 : 77 n. 41] によれば、現在と同様、この時期にパタウ・アプヴィの居住地はチェオレオ地方（ザライ）、パタウ・アヤーのそれはダクラクにあったとされるので、そのためかもしれない。

- (33) 華英については他の二国とともに封じられた記事以外に、管見の限り『欽定越史通鑑綱目』正編 卷二二 辛卯洪徳二年（明成化七年）春二月の条にある註花英に『後黎野録』を引いて「花英國後裔微弱，今不可考。」とあるだけで、その位置比定の手掛かりがない。ポー・ダルマ [Po Dharma 1981 : 77 n. 42] は、『全書』のクオックグーへの翻訳者がそれをクーモン峠と石碑山の間に位置づけることについて、いかなる文献にも基づかない単なる仮説でしかないとする。しかし、各勢力の勢力範囲や位置関係を考慮すれば可能性は高いと思われる。また、推測ではあるが、華英の名が転訛して後にこの地が富安（フイエン）と名付けられた可能性もあるかもしれない。なお、グエン [Nguyen 2009 : 69] はカインホアとするが根拠は不明である。
- (34) マスペロ [Maspero 1928 : 240] は占城をアマラーヴァティー北部（占洞）、花英（華英）をアマラーヴァティー南部（古壘）、南蟠をヴィジャヤ地方全体とするが、本文で述べるとおり、暹持持は藩籠（ファンラン）へ逃れ、その地に拠り占城主と称しているのであるから、この場合の暹持持の占城国はファンランを中心とする国家であり、華英はおそらくフイエン省沿岸地方、南蟠はフイエン省の南西方の山岳地帯に存在していたと考えられるので、誤りであろう。
- (35) 奢里阿麻は、他に『四夷広記』占城国統の条に見えるのみであるが、これは註(6)で述べたとおり『殊域周咨録』占城の記事の引用に過ぎない。
- (36) 同条には「比者占城國奏稱「爾國於成化七年二月間，攻破其城，執其國王暨親屬五十餘人，并劫其印，焚燬室廬，殺擄老稚不計其數。」朕以卑詞，未可深信。今得王所奏，情詞各異。但王國與占城，勢力大小，不待辯說，若彼先啓釁端，是不度德量力，固為不義，若王無故乘彼小釁，輒興忿兵，凌弱暴寡，亦豈得為義乎。敕至，王宜略其小失，益悼大義，將所虜人口，盡數發還。戒飭邊吏，毋生事邀功，興兵構怨，旋致報復，自貽伊戚。庶幾天鑒孔昭，永享令名。欽哉。」とある。
- (37) 同文書には「滿刺加樂系麻拿拜奉琉球國王殿下。拜知聞得，宝船一隻，打在交趾失水，与交趾人相杀。聞得，樂作麻拿差使小船一隻，前往占城地面，根尋得着，止有人口二名，不其日久，一名病故。（後略）」とある [Kobata and Matsuda 1969 : Plate 15]。
- (38) [Kobata and Matsuda 1969 : 119 n. 38] では『明実録』の当該記事を挙げている。桃木 [Momoki 1999 : 106 - 107 ; 桃木 2011 : 193 - 194 註 94] はこれらの記録は同一の事件に言及したものとす。また、この事件は、シェラビア版の『スジャラ・ムラユ』がクチ（大越）王によって殺されたポー・クバハ王の妻ポー・チンをラージャ・ラキウ（琉球王）の娘であったとする [Marrison 1951 : 93 - 94] のを想起させると桃木は述べる [Momoki 1999 : 107]。
- (39) 豊見山 [2003 : 47] は、戦闘に参加したのが事実とすれば、漂流した琉球人たちは単に交易にのみ従事する商人的な存在ではなかったことを示すと見ている。ウィットモア [Whitmore 2011 : 111] は、この波籠阿麻の大越への攻撃とされる事件について、遠洋航海におけるチャンパーと琉球の結びつきが、ティーナイ（戸耐港）を奪還しようと試みて、大越南部の沿岸地方への攻撃をもたらしたものとする。
- (40) 『明憲宗実録』卷一八〇 成化十四年秋七月己丑の条。
- (41) 『明憲宗実録』卷一八一 成化十四年八月乙未の条に「齋亞麻勿庵遣人奏稱「安南人還其國南邊地一方，付之掌管，復立為國。而畏懼天威，不敢擅立，特遣使具表請封。」とある。

- (42) 『大明憲宗実録』卷二一九 成化十七年九月壬辰の条。
- (43) この五カ所を『大南一統志』卷一一 慶和省 建置沿革では「邦都郎、潘籠、疑卽潘郎之地、今安福、綏和二轄五處、卽庸諧、庸針、潘郎、潘切、潘里等處、今屬寧順、平順諸轄。」とし、その場合、現在のニントゥアン、ピントゥアン両省の領域に止まる。これに対して、ポー・ダルマ [Po Dharma 1981: 62 - 63] はパンドゥランガ年代記に基づき、アヤートラ (ニャチャン)、パンラ (ファンラン)、クラウ (ロンフォン)、パリク (ファンリ) 及びバジャイ (フォーハイ) として、それにカインホア省の領域も含める。ポー・ダルマの典拠の詳細は不明だが、以下で検討する提婆苔に与えられた領域を検討すれば、斉亜麻勿庵に返還された五カ所にはカインホア省も含まれていたものと考えられる。
- (44) 『大明憲宗実録』卷二一九 成化十七年九月丁酉の条。
- (45) 『大明憲宗実録』卷二八四 成化二十二年十一月癸丑の条。
- (46) 『大明孝宗敬皇帝実録』卷四 成化二十三年十月己卯の条。
- (47) 註 (41) 及び (44) 参照。
- (48) これは『殊域周咨録』卷五 南蛮 安南にも見えるが、『明実録』には記載がない。汪直はその後失脚しており、汪直が安南討伐を主張したこと自体『明実録』から落とされている。そのため、斉亜麻勿庵の要請も削除されたのではないか。
- (49) チャンパー親征の際には『全書』本紀 卷一二 黎紀 聖宗淳皇帝〔上〕庚寅洪徳元年十一月の条に「校定行兵政令五十二條。」、同月是日 (六日) の条に「頒征占令二十四條于諸營及錦衣、金吾、神武、殿前各衛司。」と見える。また、山蛮征討の際には『全書』本紀 卷一二 黎紀 聖宗淳皇帝〔上〕壬辰洪徳三年十一月の条に「頒征蠻令十九條。」、同書本紀 卷一三 黎紀 聖宗淳皇帝〔下〕癸巳洪徳四年冬十一月の条に「校定征蠻別令凡十條。」と見える。
- (50) 『大明憲宗実録』卷二一九 成化十七年九月壬申朔の条。
- (51) 『罪惟録』卷三六 外国列伝 列伝卷三六 占城国に次の記事が見える。「成化七年、王槃羅茶全、被安南所虜卒、弟槃羅茶悦攝國事、詔賚印封為王。適又為所虜、使者還、未幾、安南婦所掠占城地、凡三千五百餘里、徙居赤坎邦都郎、以避安南。〔成化〕二十年、遣給事中馮義等、封齊亜麻勿庵為王。使未至而卒。其臣提婆苔者、受安南偽命為王。義誤以為真、即以詔印授提婆苔。義歸、海上卒。齊亜麻勿庵之弟古來者、恨提婆苔、起兵攻之。安南乘勢舉兵壓境、欲生邀提婆苔。」同様に「徙居赤坎邦都郎、以避安南」は、槃羅茶悦がベトナムの捕虜となった後のこととする。
- (52) 『皇明大政紀』(雷礼等撰) 卷一六 甲辰成化二十年二月の条には、「命戸科給事中李孟暘使占城。初占城為安南所侵、其王為安南所害。朝廷遣使封王之弟齊亜麻勿菴。未至而勿菴外。其臣提婆苔者攘所封印。故復遣孟暘封王之次弟古來。比行。孟暘上言「占城險僻、安南之構兵未靖。而提婆苔又嘗竊據、萬一不順、損中國威。宜縱其來使傳命古來、仍勅安南悔過。」上悉從之。乙巳、遙擢本科給事中、留廣中數年。卒致古來厓州而定其封。」とあり、『皇明大政紀』においても安南が占城王を殺害した後に、明から斉亜麻勿庵に対して使者が派遣されているという経過は同様である。ただし、『明憲宗実録』卷一八一 成化十四年八月乙未の条によれば、明は斉亜麻勿庵からの遣使に対して、彼を冊封するために馮義等を派遣しているので、正確には斉亜麻勿庵からの遣使が直接の契機となっている。
- (53) 『弇山堂別集』卷二五 史乘考誤六において王世貞は、『吾学編』が載せる成化中の安南と占城の出来事が甚だ簡略である(『吾学編』載安南、占城於成化間事尤著。)ことを述べる。なお、鄭曉の『吾学編』第六七(『皇明四夷考』上卷 占城)の占城に関する該当の記述は、「成化中、遣使冊封、正使卒海上、副使論罪戍邊。」という非常に簡略なものである。
- (54) この天順五年という年次は、おそらく『大明憲宗実録』卷二一九 成化十七年九月丁酉の条に見える古來からの上奏文中に「天順五年四月内、交趾興兵侵本國、虜國王、毀城池、掠寶印而去。王弟盤羅茶悦逃居佛靈山、成化六年奏請印乞封、天使到、而盤羅茶悦已先為交陵〔趾〕所擒矣。臣與兄齋亞麻勿庵潛竄山林。」とあることと関係があるように思われる。しかし、筆者は『弇山堂別集』

- 卷二五に見える当該記事を、1471年のベトナムによるヴィジャヤ攻略の誤伝と見るべきではないと考える。それは、ベトナムが波籠阿麻を攻め殺したと明記する記事は『弁山堂別集』にしか見られないけれども、この時期におけるベトナムの占城攻略では槃羅茶全にしても槃羅茶悦（茶遂）にしてもベトナムに捕虜とされたのであって、殺害されたわけではないからである。したがって、この古来からの上奏文に見えるベトナムによるヴィジャヤ攻略に関する記事と、その後発生したベトナムによる占城の征服の記事とが混乱して一体化したものであろう。
- (55) 上述のとおり『明実録』自体には当該上奏文は抄録されているのだが、そこに波籠阿麻の名は見えない。『明実録』に波籠阿麻が見えるのは『明憲宗実録』卷一七六 成化十四年（1478）三月戊子の条に収録された安南国王黎灝の上奏文中であり、成化十一年（1475）に琉球の海船を得た波籠阿麻がそれを率いて大越を攻撃したが、大越の辺境の守兵がこれを打ち破ったという。
- (56) 註(40)及び(41)参照。
- (57) 『明憲宗実録』卷二二二 成化十八年九月辛亥の条。
- (58) 『大明憲宗実録』卷二五四 成化二十年秋七月辛卯の条。
- (59) 『大明憲宗実録』卷二五五 成化二十年八月己未の条。
- (60) 『大明憲宗実録』卷二五五 成化二十年八月辛未の条。
- (61) 『大明憲宗実録』卷二八四 成化二十二年十一月癸丑の条。
- (62) 『大明憲宗実録』卷二八六 成化二十三年春正月辛酉の条。『皇明大政紀』卷一六 丁未成化二十三年三月の条には、屠瀟に命が下った経緯が詳細に載せられている。なお、彼は蒼梧諸郡に往きその実情を探ったうえで、安南に檄文を送り禍福をもって諭し、順逆を図らしめたところ、安南は大いに恐れて、その返答は甚だ従順であった（乃詣蒼梧諸郡，規知其情狀，移檄安南，諭以禍福，俾圖逆順。安南大恐，辭對甚婉。）という。
- (63) 『大明孝宗実録』卷四 成化二十三年十月己卯の条。
- (64) 『東西洋考』卷二 西洋列国考 占城に「成化中，王茶全爲交趾所破，嗣王徙居赤坎邦，遣使請封如故事。而安南陪臣據其故都，詭稱占城王迎詔。使臣馮又誤謂真王也，持封冊給之。」とあり、「安南陪臣」が拠るのは「其故都」とするので、關槃城すなわちヴィジャヤ地方（ただし提夷海門以北はベトナムが統治）と認識されていたものと思われる。
- (65) 同書は婆苔を春台とする。フーイエン省に当たる地域として挙げられているのは、婆苔の他に虬蒙及び沱浪である。
- (66) 註(63)参照。
- (67) 『大明孝宗実録』卷一一 弘治元年二月丁酉の条。
- (68) 『大明孝宗実録』卷三一 弘治二年十月丁酉の条。
- (69) セデス [Cədəs 1964 : 427 ; セデス 1989 : 329] は第14章2の表題を「ヴィジャヤの決定的な放棄(1471年)」としている。これはその後の論者に基本的に受け入れられている [Po Dharma 1991 : 47, 48, 49 ; 新江 2000 : 180 ; Momoki 2015 : 146]。
- (70) 『全書』本紀 卷一三 黎紀 聖宗淳皇帝 [下] 庚戌洪徳二十一年夏四月初五日の条。『綱目』正編 卷二四 庚戌洪徳二十一年夏四月の条。『全書』には清華、乂安、順化、安邦、宣光、興化にそれぞれ都司及び守禦が置かれたことが記されているが、広南は挙げられていない。『綱目』では、清華が挙げられておらず、太原、諒山、広南が挙げられている。この時、改めて「天下版圖」が定められたのは、1471年のチャンパー征服で獲得されたビンディン省に当たる地域のうち、少なくとも關槃城周辺地域が、明の干渉によってベトナムから失われてしまった現実に対して、あくまで当該地域が自国の領土であることを再確認することが目的であったのではないか。
- (71) この時期のベトナムにおいて実施された政策の対象地域は「十二承宣」であったり、「十三承宣」であったりする（『全書』本紀 卷一三 黎紀 聖宗淳皇帝 [下] 己酉洪徳二十年春正月の条、同壬子洪徳二十三年夏四月の条、同甲寅洪徳二十五年秋八月初七日の条、同肅宗欽皇帝 甲子泰貞元年十二月十八日甲戌の条等）。これがその時々々のベトナムの広南地方に対する勢力の消長を反映し

- たものかは分からない。また、広南地方、更には懷仁衛の名も史料に見える（『全書』本紀 卷一三 黎紀 聖宗淳皇帝〔下〕 乙巳洪徳十六年夏四月初十日の条、同丁未洪徳十八年秋七月初九日の条、同戊申洪徳十九年冬十月初三日の条、同書卷一四 黎紀 憲宗睿皇帝 戊午景統元年八月二十二日の条、同己未景統二年春正月二十日の条、同年六月二十六日の条、同年十一月十六日の条、同庚申景統三年春正月二十七日の条、同威穆帝 乙丑端慶元年六月初五日の条、同己巳端慶五年三月～八月の条、同書卷一五 黎紀 襄翼帝 辛未洪順三年夏四月の条等）が、それは必ずしも闍槃城周辺地域を含んでいたとは言い切れないと考える。さらに詳細な検討が必要であろう。
- (72) 『明孝宗実録』 卷三八 弘治三年五月壬申の条。
- (73) 『明孝宗実録』 卷三八 弘治三年五月丙子の条。
- (74) 『全書』 本紀 卷一三 黎紀 聖宗淳皇帝〔下〕 庚戌洪徳二十一年十一月の条。
- (75) 『明孝宗実録』 卷一〇五 弘治八年十月乙丑及び丁丑の条。
- (76) 『欽定越史通鑑綱目』 正編 卷二四 戊午憲宗睿皇帝景統元年秋八月の条に「増置廣南都司衛軍。先是，廣南都司置升花衛凡五所。至是，増置銃弩一所。又置思義、懷仁衛，每衛六所。」とある。その註では懷仁衛には「横鶻、清激、威遠、略遠、開邊、銃弩凡六所」があったとするが、いずれの地に存在したのかは不明である。
- (77) 『明孝宗実録』 卷一五一 弘治十二年六月己酉の条。この上奏文に見える「本國新州港地方舊爲安南侵奪」の部分について、ジョフ・ウェイド [Wade 2005 : 28 Jul 1499] は「我が国の新州港の地域は長い間安南によって占領されている」と訳している。この上奏文については、チャンパーがベトナムに奪われていたヴィジャヤ地方の返還のために明廷の支持を得ようとしたものと解釈されている [Hall 2011 : 249 ; Whitmore 2011 : 111]。しかし、チャンパーが求めているのは新州港の「返還」ではなく、「保守」なのである。チャンパーが新州港地方を領有していなければそもそも「保守」することができないのではないか。この上奏では、新州港地方を保守するという目的を達成するためには、安南からの新州港地方への圧力が継続していること、古来が高齢であることが支障となっているため、沙古ト洛の襲封が必要であるという論理構成になっている。
- (78) 註 (77) 参照。
- (79) 両者ともにベトナムの田庄で奴婢として使役されていたチャム人の存在を示す資料として引用する。なお、新江 [1991 : 60] は「至是諸勢家功臣占奴居田庄，亦逃回國。」の「諸勢家功臣」を茶福に随ったチャンパーの貴族・功臣と解するが、これは八尾 [2009 : 272 - 273] の理解のとおり、黎朝の諸勢家・功臣が所有する占奴で田庄に居る者と解すべきである。
- (80) 『欽定越史通鑑綱目』 正編 卷二五 己巳威穆帝端慶五年春二月～秋九月の条、『西南辺塞録』（東洋文庫蔵 X-2-67） 卷二 威穆帝 己巳端慶五年の条にもほぼ同文が見える。同書に「會占人麻末等浮海漂泊，爲官軍所獲，稱「前年茶福逃回，使其子罵羅往明求援。又多作粮船。」とあるため、『全書』の相当する部分を「亂を作すを知らざる者占人制謾等 後に漂海せし占人麻末等を得て在るを監（み）、制を承けて（監視下に置き、天子の命を受けて）」と解釈した。
- (81) 『明孝宗実録』 卷一五一 弘治十二年六月乙卯の条、『大明武宗毅皇帝実録』 卷二 弘治十八年六月庚午の条。
- (82) 『明孝宗実録』 卷一五三 弘治十二年八月癸巳及び己亥の条。
- (83) 『大明武宗実録』 卷六五 正徳五年秋七月庚辰の条。
- (84) 『明武宗実録』 卷六六 正徳五年八月丙戌の条。
- (85) 『明武宗実録』 卷九五 正徳七年十二月癸丑の条には、李貫が占城まで赴くことなく、広東の懷遠驛にて王叔の沙係把麻等に封冊を持たせて帰国させるよう求めたことが見えている。しかし、礼部はそのような前例がないと報告したため、協議の結果、沙古ト洛が襲封を願ってから既に二年を超えており、理由なく中止することはできないこと、万一、沙係把麻が従わなかったり、従ったとしても別人物を封じたりした場合には紛争が生じる恐れがあることから、結局李貫を占城に赴かせることに落ち着いたようである。

- (86) 『大明武宗実録』巻一二七 正徳十年秋七月辛丑の条。
- (87) 『大明武宗実録』巻一九〇 正徳十五年閏八月庚寅の条、同巻一九四 正徳十五年十二月辛丑の条。
- (88) 『殊域周咨録』占城及び『四夷広記』占城国統の条。
- (89) 『天下郡国利病書』第三三冊 交趾西南夷では、嘉靖十五年(1536)閏十二月己未のこととする [大澤 1965: 73]。
- (90) 『東方諸国記』(『紅海からシナ人〔の国〕までを取扱うスマ・オリエンタル』)の著者トメ・ピレスは、インド在住の商館員に任ぜられて、1511年4月にリスボンを出発し、同年9月にインドのカナノールに到着した。1511年7月にアルブルケケにより占領されたマラッカへ呼び寄せられ、1512年に商館の書記兼会計係及び香料管理役としてマラッカに赴いた。本書は、トメ・ピレスがカナノール、マラッカ在職中に得た情報に基づいて1515年1月以前に執筆された草稿と推測されている [生田他訳註 1966: 17 - 25]。したがって、チャンパーに関する記述は1515年1月以前の、あまり遠くない時期の状況を反映しているものと考えられる。
- (91) ただ、『東方諸国記』はチャンパーについて「この国には大きいジュンコのための港はなく、河に沿って若干の集落があるだけである。」「かれらの王国には、有名な港はなく、イスラム教徒もいない。」とする [生田他訳註 1966: 224, 226 - 227]。これについては新州港がベトナムに奪われていたからか、新州港自体の優位性が低下していたからかのいずれかが考えられるが、ベトナム(カウシ・シナ)においても有名な港が特に挙げられてはいない。
- (92) ただ『弁山堂別集』巻二五 史乗考誤六には「瀨在安南、蓋最爲驍勇之主、而占城所有僅故國十之二耳。安南後復亂、占城始稍得息肩、不然、終非其有也。」とある。「十之二」というのは、成化十七年(1481)の古来の上奏文中にチャンパーの元の領土「二十七處、四府一州二十二縣」のうち返還されたのは五カ所のみであったとあることに基づくと思われる。黎瀨(聖宗)没後のベトナムの混乱により、チャンパーは初めやや休息を得たが、結局その領有するところではなかったとあるので、それほど長くは続かなかつたようである。なお、黄衷の『海語』(1536年序)巻一 風俗 暹羅には、暹羅への行程について「星盤坤未針至外羅、坤申針四十五程至占城旧港、經大佛靈山。其上峯整則交趾屬也。又未針至崑崙山。」と見える ([嶋尾 2015: 403] から引用)。大仏靈山(石碑山)の峯は整った形状をしており、交趾の所屬であるとするが、これは本文で言及したとおり、黎聖宗が刻ませた国境を示す磨崖碑のことを述べたものであって、当時、靈山までが実際にベトナムの統治下にあったわけではないと考えられる。
- (93) 『大明世宗肅皇帝実録』巻二七五 嘉靖二十二年六月甲午の条。
- (94) 『大明世宗実録』巻二七六 嘉靖二十二年秋七月甲寅の条。
- (95) この時期がいつかは明確でないが、黎貴惇『撫辺雜録』巻一 順化広南二処開設恢復事蹟の中宗順平四年(莫景暦五年、1552)に「王師討平順化、乘勝定廣南、設官分兵、鎮撫二處。」とあることから考えれば、この時期の可能性はある。なお、順化が莫氏勢力の影響下にあったことは史料から窺えるが、広南まで及んでいたかは不明である。
- (96) ウィットモア [Whitmore 2011: 110] は1471年のヴィジャヤ征服の要因の一つとして、ティーンナイをチャンパーから奪い、交趾洋システムにおけるチャンパーの役割を大越及び雲屯へ移すことにあった可能性を指摘する。

参 考 文 献

<日本文・中国文>

- 石澤良昭, 生田滋, 1998, 『世界の歴史 13 東南アジアの伝統と発展』, 東京, 中央公論社
- 岩生成一, 1956, 「占城国末期の国都と貿易港について」『東洋学報』39-2, 東京, 東洋学術協会, pp. 1-22
- 遠藤正之, 2002, 「十五～十六世紀におけるチャム人の移住と活動に関する一考察—カンボジアの事例を中心として—」『史苑』63-1, 東京, 立教大学史学会, pp. 42-74

- 王世貞（撰），1985、『中国歴史文集叢刊 弁山堂別集』魏連科（点校），北京，中華書局
- 大澤一雄，1975，「黎朝中期の明・清との関係（一五二七—一六八二年）」山本達郎（編）『ベトナム中国関係史 曲氏の抬頭から清仏戦争まで』，東京，山川出版社，pp. 333-404
- 大澤一雄，1965，「十六・七世紀に於ける中国・ヴェトナム交渉史に関する一研究（Ⅱ）—莫登庸政権を中心として—」『史学』38-3，東京，三田史学会，pp. 51-80
- 何喬遠（撰），2010，『八閩文献叢刊 名山藏』張徳信，商伝，王熹（点校），福州，福建人民出版社
- 神田信夫，山根幸夫（編），1989，『中国史籍解題辞典』，東京，燎原書店
- 巖從簡，1993，『中外交通史籍叢刊 13 殊域周咨録』余思黎（点校），北京，中華書局
- 黄省曾，張燮，2000，『中外交通史籍叢刊 5 西洋朝貢典録校注 東西洋考』謝方（校注，点校），北京，中華書局
- 桜井由躬雄，1999，「南シナ海の世界」石井米雄，桜井由躬雄（編）『新版 世界各国史 5 東南アジア史 I 大陸部』，東京，山川出版社，pp. 56-78
- 桜井由躬雄，2002，『東南アジアの歴史』，東京，放送大学教育振興会
- 嶋尾稔，2015，「七洲洋に関する覚書」『慶応義塾大学言語文化研究所紀要』46，東京，慶応義塾大学言語文化研究所，pp. 391-418
- 新江利彦，1991，「チャンパー亡国の年代について—黎の聖宗によるチャンパー親征を中心として—」『白山史学』27，東京，東洋大学白山史学会，pp. 46-70
- 新江利彦，2000，「「チャム王年代記」とチャンパーのパーンドゥランガへの南遷に関する一考察」ベトナム社会文化研究会（編）『ベトナムの社会と文化』2，東京，風響社，pp. 179-199
- セデス，ジョルジュ，1989，『東南アジア文化史』山本智教（訳），東京，大蔵出版（原著 Cœdès, George, 1948, *Les états hindouisés d'Indochine et d'Indonésie*, Nouvelle édition revue et mise à jour, Paris, E. de Boccard.）
- セデス，ジョルジュ，1969，『インドシナ文明史』辛島昇，内田晶子，桜井由躬雄（訳），東京，みすず書房（原著 Cœdès, George, 1962, *Les peuples de la péninsule indochinoise - civilisations*, Paris, Dunod.）
- 陳佳榮，謝方，陸峻嶺，1986，『古代南海地名匯釈』，北京，中華書局
- 陳荊和（編校），1985，『東洋学文献センター叢刊 第44輯 交合本 大越史記全書（中）』，東京，東京大学東洋文化研究所附属東洋学文献センター刊行委員会
- 豊見山和行，2003，「琉球・沖縄史の世界」豊見山和行（編）『日本の時代史 18 琉球・沖縄史の世界』，東京，吉川弘文館，pp. 7-83
- ピレス，トメ，1966，『大航海時代叢書 V 東方諸国記』生田滋，池上岑夫，加藤栄一，長岡新治郎（訳注），東京，岩波書店
- 藤原利一郎，1975，「黎朝前期の明との関係（一四二八—一五二七年）」山本達郎（編）『ベトナム中国関係史 曲氏の抬頭から清仏戦争まで』，東京，山川出版社，pp. 253-332（藤原利一郎，1986，「ヴェトナム黎朝前期の明との関係」『東南アジア史の研究』，京都，法蔵館，pp. 99-173 に再録）
- 藤原利一郎，1986，「黎朝聖宗の官制改革」『東南アジア史の研究』，京都，法蔵館，pp. 469-490
- 桃木至朗，1997，「東南アジア前近代国家研究の現在—チャムパーの場合—」吉川利治（編）文部省科学研究費補助金研究成果報告書『東南アジア史の中の「中央」と「地方」』，箕面，大阪外国語大学 西日本地区東南アジア史研究会，pp. 1-25
- 桃木至朗，2011，『中世大越国家の成立と変容』，吹田，大阪大学出版会
- 八尾隆生，2001，「山の民と平野の民の形成史—15世紀のベトナム」石井米雄（編）『岩波講座 東南アジア史 3 東南アジア近世の成立』，東京，岩波書店，pp. 205-231
- 八尾隆生，2009，『黎初ヴェトナムの政治と社会』，東広島，広島大学出版会
- 八尾隆生，2015，「黎朝聖宗の目指したもの—十五世紀大越ヴェトナムの対外政策—」『東洋史研究』74-1，京都，東洋史研究会，pp. 39-75

- 李国祥（主編），1991，『明実録類纂 涉外史料卷』，武漢，武漢出版社
- リ・タナ，2004，「海からの眺望—地域世界からみたベトナム北部海岸—」中砂明德（訳），『東洋史研究』63-3，京都，東洋史研究会，pp. 107-131
- 和田久徳，1971，「東南アジアの社会と国家の変貌」『岩波講座 世界歴史 13 中世 7 内陸アジア世界の展開 II 南アジア世界の展開』，東京，岩波書店，pp. 437-497

< 欧文 >

- Cédès, George, 1964, *Les états hindouisés d'Indochine et d'Indonésie*, Nouvelle édition revue et mise à jour, Paris, E. de Boccard.
- Hall, Kenneth R., 2011, *A history of early Southeast Asia: maritime trade and societal development, 100-1500*, Lanham, Maryland, Rowman & Littlefield Publishers.
- Kobata Atsushi and Matsuda Mitsugu, 1969, *Ryukyuan Relations with Korea and South Sea Countries: An Annotated Translation of Documents in the Rekidai Hōan*, Kyoto, Kobata Atsushi.
- Majumdar, R. C., 1927, *Champa-History & Culture of an Indian Colonial Kingdom in the Far-East 2nd-16th Century A.D.*, Lahore. (reprint, 1985, Delhi, Gian Publishing House.)
- Manguin, Pierre-Yves, 1985, "The Introduction of Islam into Champa", *Journal of the Malaysian Branch of the Royal Asiatic Society* 63(1), pp. 1-28.
- Marrison, G. E., 1951, "The Chams of Malacca", *Journal of the Malayan Branch of the Royal Asiatic Society* 24(1), pp. 90-98.
- Maspero, Georges, 1928, *Le Royaume de Champa*, Paris et Bruxelles, G. van Oest. (reprint, 1988, Paris, l'École Française d'Extrême-Orient.)
- Momoki Shiro, 1999, "Was Dai-Viêt a Rival of Ryukyu within the Tributary Trade System of the Ming during the Early Lê Period (1428-1527) ?", Nguyễn Thê Anh and Ishizawa Yoshiaki (eds.), *Commerce et Navigation en Asie du Sud-Est (XIVe-XIXe siècle)*, Paris, L'Harmattan, pp. 101-112.
- Momoki Shiro, 2015, "The Vietnamese empire and its expansion, c.980-1840", Geoff Wade(ed.), *Asian Expansions: The historical experiences of polity expansion in Asia*, Abingdon and New York, Routledge, pp. 144-166.
- Nagy Márton, 2011, "Kínai nyelvű források Csampá kései történetéhez", *Távol-keleti Tanulmányok*, 3.évfolyam(『極東研究』第3巻). [Online], Budapest, ELTE Távol-keleti Intézet, pp.61-86. (URL:http://www.konfuciuszintezet.hu/letoltések/tkt/tkt_2011_1-2/TKT-2011_1-2_ebook.pdf)
- Nguyen Đình Dau, 2009, "The Vietnamese Southward Expansion, as Viewed through the Histories", Andrew Hardy, Mauro Cucarzi and Patrizia Zolèse(eds.), *Champa and the Archaeology of Mỹ Sơn (Vietnam)*, Singapore, NUS Press, pp. 61-77.
- Po Dharma, 1981, *Le Panduranga (Campa) 1802-1835: ses rapports avec le Vietnam*, vol. 1, Paris, l'École Française d'Extrême-Orient.
- Po Dharma, 1988, "État des dernières recherches sur la date de l'absorption du Campa par le Vietnam", *Actes du Séminaire sur le Campa*, Paris, Centre d'Histoire et de Civilisations de la Péninsule Indochinoise, pp. 59-70.
- Po Dharma, 1989, "Les frontières du Campa (Dernier état des recherches)", P. B. Lafont(ed.), *Les frontières du Vietnam: Histoire des frontières de la péninsule indochinoise*, Paris, L'Harmattan, pp. 128-135.
- Po Dharma, 1991, "Le déclin du Campa entre le XVIIe et le XIXe siècle", *Le Campa et le Monde Malais*, Paris, Centre d'Histoire et de Civilisation de la Péninsule Indochinoise, pp. 47-63.
- Vickery, Michael, 2009, "A Short History of Champa", Andrew Hardy, Mauro Cucarzi and Patrizia Zolèse(eds.), *Champa and the Archaeology of Mỹ Sơn (Vietnam)*, Singapore, NUS Press, pp. 45-60.

- Wade, Geoff, 2005, Southeast Asia in the Ming Shi-lu: an open access resource, Singapore E-Press, National University of Singapore. (URL: www.epress.nus.edu.sg/ms/)
- Whitmore, John K., 2011, “**Vân Đồn**, the “**Mạc Gap**”, and the End of the Jiaozhi Ocean System: Trade and State in **Đại Việt** Circa 1450-1550”, Nola Cooke, Li Tana and James A. Anderson(eds.), *The Tongking Gulf Through History*, Philadelphia, University of Pennsylvania Press, pp. 101-116.
- Whitmore, John K., 2015, “The thirteenth province: Internal administration and external expansion in fifteenth-century **Đại Việt**”, Geoff Wade(ed.), *Asian Expansions: The historical experiences of polity expansion in Asia*, London and New York, Routledge, pp. 120-143.